

第4回日野町議会定例会会議録

平成28年6月15日(第2日)

開会 9時15分

散会 16時23分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	池内俊宏
教育次長	古道清	総務課長	高橋正一
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	宇田達夫
介護支援課長	夏原英男	農林課長	藤澤隆
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	長岡一郎	生涯学習課長	山本和宏
会計管理者	福本喜美代	総務課参事	池内潔
住民課参事	山田敏之	学校教育課参事	野瀬薫

4. 事務のため出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	西河均	総務課専門員	嶋村和典
総務課主査	山添史郎		

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 4 2 号から議第 4 6 号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか 4 件）および報第 2 号から報第 3 号まで（平成 2 7 年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか 1 件）について

[質 疑]

- 〃 2 議第 4 2 号から議第 4 6 号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか 4 件）について

[委員会付託]

- 〃 3 一般質問

- | | | |
|-------|----|-----|
| 4 番 | 山田 | 人志君 |
| 3 番 | 奥平 | 英雄君 |
| 9 番 | 富田 | 幸君 |
| 1 0 番 | 高橋 | 渉君 |
| 1 2 番 | 池元 | 法子君 |
| 6 番 | 中西 | 佳子君 |

会議の概要

－開会 9時15分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立お願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

はじめに、会計管理者から行政報告があります。会計管理者。

会計管理者（福本喜美代君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

去る5月31日、平成27年度の各会計の出納閉鎖を実施いたしましたので、その概要をご報告申し上げます。本日配付させていただきました、平成27年度出納閉鎖状況の資料をご覧ください。

まず、一般会計につきまして、歳入86億5,018万1,627円、歳出82億2,167万4,720円、差し引き4億2,850万6,907円の残額となりました。なお、歳入歳出差し引き額から、繰越明許費に係る一般財源4,285万7,000円を差し引きますと、3億8,564万9,907円になりました。

次に、各特別会計の報告をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入25億832万7,012円、歳出24億5,199万3,259円、差し引き5,633万3,753円の残額となりました。

簡易水道特別会計は、歳入1,283万1,503円、歳出1,276万3,284円、差し引き6万8,219円の残額となりました。

公共下水道事業特別会計は、歳入8億1,041万2,003円、歳出7億9,851万7,840円、差し引き1,189万4,163円の残額となりました。なお、歳入歳出差し引き額から繰越明許費に係る一般財源1,175万円を差し引きますと、14万4,163円になりました。

農業集落排水事業特別会計は、歳入1億9,467万6,359円、歳出1億8,828万7,172円、差し引き638万9,187円の残額となりました。

介護保険特別会計（保険事業勘定）は、歳入19億485万2,866円、歳出18億6,391万6,187円、差し引き4,093万6,679円の残額となりました。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）は、歳入558万7,969円、歳出554万6,630円、差し引き4万1,339円の残額となりました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入2億3,418万5,076円、歳出2億3,160万5,350円、差し引き257万9,726円の残額となりました。

西山財産区会計は、歳入254万115円、歳出218万3,173円、差し引き35万6,942円の残額となりました。

以上、平成27年度出納閉鎖の状況のご報告といたします。

議長（杉浦和人君） 会計管理者の行政報告は終わりました。

日程第1 議第42号から議第46号まで、日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件についてを一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

また、報第2号から報第3号まで、平成27年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書ほか1件についても質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、いつものように質疑に参加させていただきまして、質問を行わせていただきます。

議案自体に関します質疑は同志の議員各位にお任せをすることとし、私は少し角度を変えて、1議案に関連しての質疑を2点、1報告についての2事業7点、合計9点の質問を行わせていただきます。

まず、議第46号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車）について、この件に関連いたしまして、消防指令車についてお伺いいたします。ご答弁は平尾副町長をお願いいたします。

消防団消防ポンプ車につきましては、15年での更新を基本とされ、平成26年に第1分団日野詰所配備車両を、平成27年に第1分団西大路詰所配備車両を、そして今年度平成28年には、第3分団配備車両の更新となりました。残ります第1分団鎌掛詰所配備車両と、第2分団配備車両の更新は、2車両ともに平成15年の登録車両であり、平成30年度以降に更新になるのかなと思っております。一方、消防団消防指令車については、今から丸24年前の、平成4年6月23日登録の車両であります。昨年12月の年末夜警時に、私が総務課長当時、平成11年から13年度でございますが、そのときに運転をいたしておりました消防指令車にいま乗っておられ、びっくりし、驚愕にたえなかつたところであります。役場や消防車の公用車の中に、丸24年以上も、約四半世紀以上も続けて使用されている車が、ほかにあるのでしょうか。まず、この点をお伺いいたします。

次に、平成4年6月登録の消防指令車は旧式のパワステ車であり、ハンドル操作が非常に重く、ハンドル操作が容易な車に慣れている者にとっては、運転が難しかったところであります。また、当時は四輪駆動車にオートマチック車がなく、ミッション車でありました。今回の第3分団配備車両の更新から、消防ポンプ車であっても、オートマチック車となりました。明年度平成29年度は、消防ポンプ車の更新

がない年度に当たります。

そこでお伺いいたします。私は、消防ポンプ車の更新がない平成29年度に、ハンドル操作が容易な、四輪駆動でオートマチック車である消防指令車を更新すべきと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

以上、議第46号に関連いたしまして、2点について、総務課長経験者であり、車に乗られておられる平尾副町長にお伺いいたします。

次に、報第2号、平成27年度日野町一般会計繰越明許費繰越計算書についてお伺いいたします。

まず、3月議会の議第19号、平成27年度日野町一般会計補正予算第3号第2条繰越明許費第2表には、担い手確保、経営強化支援事業として549万4,000円がありましたが、報第2号の繰越明許費繰越計算書には、この事業に対して日野町への配分がなかったとのことで、削除されました。私は役場勤務時代8年余り、町の財政にかかわりました。そのときからもう15年近くも経過しており、記憶が定かではありませんが、このようなことは、私がやっておるときにはなかったかと思っておりますが、今までにこのようなことがあったのでしょうか。まず、この点をお伺いいたします。

次に、なぜ日野町への配分がなかったのでしょうか。町から県への、国への熱意が足りなかったのでしょうか。配分があるものとたかをくくっていたのでしょうか。配分がなかったわけ、理由をお伺いいたします。

次に、この事業の対象者であります3名の担い手の方に対して、どのように説明をされ、ご理解を得られたのか、お伺いいたします。

続きまして、個人番号カード交付事業についてお伺いいたします。

3月議会の閉会日は3月25日。この翌日、26日から31日までの6日間で、予定外に108万4,000円の支出をされておりますが、まず、この支出内容と、平成27年度中の個人番号カードの交付枚数を伺います。

次に、平成28年度に繰り越しをされました529万円での、個人番号カードの交付予定枚数を伺います。

次に、私はまだ必要に迫られていないため、個人番号カードの交付を行っていないのですが、マイナンバーカード、個人番号カードの今後の普及、PRを、どう考えておられるのかお伺いいたします。

以上について、明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。副町長。

副町長（平尾義明君） 皆さん、おはようございます。

議第46号、財産の取得（日野町消防団消防ポンプ車）について、関連してご質問

をいただきました。

消防指令車の件でございますが、24年も続けて使用されている車、ほかにあるのかということでございますが、ほかはございません。公用車の買いかえの目安を一応持っております、普通車につきましては20年、または20万キロ、軽自動車につきましては15年の15万キロを目安に、更新を多々やっているところでございます。

ただ、消防指令車につきましては、平成4年当時、出初め式とかそういったパレードのときに、先導車としてほかの市町は使われているようでございました。そこで、消防団としまして、何とか町で購入をしてもらえないかと、そういったお話がありまして、購入をさせていただきました。それについては、日ごろのメンテナンス、清掃については消防団でやると、そういったことで、この24年間、毎月清掃を、各分団が交代で、今現在もしていただいているということでございます。

そういった状況もございますので、今、提案もいただきましたことにつきまして、消防団と相談をして進めてまいりたいと、このように思っておるので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） おはようございます。

それでは、報第2号、平成27年度日野町一般会計繰越明許費計算書について、ご質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

3月議会等で繰り越しの議決を得たものについて、繰越計算書が6月のときになかったような事案が、今までにあったのかどうかということでございますが、詳しい資料が残っているわけではございませんが、議案書等を見せていただく中では、2件のそういう事案がございましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

1件は、平成2年度から3年度で、繰越事業として議決を得ました、国庫補助の農林施設災害復旧費の事案が1件あったところでございます。

それからもう1件は、平成4年から平成5年度への繰り越しのときに、町民会館周辺整備事業で、同じように繰越明許の記載を除外したという事案があったところでございます。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（藤澤 隆君） おはようございます。

蒲生議員より、報第2号について、2点目、3点目のご質問についてお答えさせていただきます。

1つは、なぜ日野町の方に配分がなかったかという質問でございます。まず、この担い手確保経営強化支援事業につきましては、国のTPP対策政策についての緊急補助でございまして、平成28年1月に要綱が制定されて、募集をされたところでございます。融資主体型の2分の1補助でございまして、融資残補助というもので

ございます。営農の機械とかを補助する事業でございます。

まず、国の方から県に予算配分されますが、その配分の方法としましては、滋賀県の担い手の集積率とか、第6次産業化の取り組みの数とか法人化の数とか、そういったもので滋賀県枠として予算が確保される。そういった中で日野町も募集を募りまして、約12名の方にご案内をさせていただいて、実際6名ほどの方から応募があったと。町の方で審査をしまして、明らかに適用しないというような方はふるいにかけて、3名の方を補助対象になるということで、申請をさせていただいたところでございます。その滋賀県の中で予算枠がございまして、そこから滋賀県で、さらにふるいにかけてられるわけですが、この制度につきましては、最近の国の補助制度につきましては、全てポイント制になっておりまして、その方がいかに農地を集積されておられるか、それと、新しい事業に取り組んでいこうとされるかと、そういったものがポイントで加算されて、順位をつけられます。単純に順位をつけられるわけですので、今、3名さんが申請された方については、比較的新規就農者もおられましたので、対象になるという見込みで申請をさせていただいたところでございます。ただ、その個人さんのポイントだけではなくて、その方が住んでおられる集落で、さらに集積が進んでいるか、法人化が進んでいるかというのが、さらに県で審査に加味されるということで、どう順序になって審査が通るかというのは分からない状態でしたが、結果的に、不採択ということでご案内いただいたところでございます。

県の方から、こういった事業につきましては、一旦は採択をされますけれども、また後ほど辞退される方がおられますので、そういった状況を見ながら、繰越事業ということで予算要求させていただいたところでございます。

不採択の方にはどのような説明をしたかというところでございますけれども、今の、そういった新しい取り組みに対することに対してポイントが加算されるとか、そういったことは、事業の中で、要綱で決められているわけでございますので、一定のご存じなんですけれども、どういった状況でポイントが低かったかということもご説明させていただく中で、県内の中で順位がつけられるんですが、先ほど言いました、辞退される方もおられるので、しばらく待つてほしい。それから、最終的にダメだったときは、同じ事業が次年度28年度からもございますので、そちらに乗りかえてほしいと。それと、民間の融資ではございますが、公的資金もございますが、有利な資金もあるので、そういった分野で取り組んでほしいということでご案内させていただいて、ご理解をいただいたところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） おはようございます。

繰越明許費、個人番号カード交付事業、繰越計算金額と翌年度繰越金額の差額108

万4,000円の内容等のご質問をいただきました。

これは、地方公共団体情報システム機構の27年度通知カード、個人番号カード関連事務の委託にかかる交付金の2回目の請求でございまして、内容といたしましては、カード作成に係る費用の人口割相当額102万7,000円、認証事務にかかります1月分相当の枚数でございまして、200円掛ける285枚の5万7,000円分、トータル108万4,000円の金額を支出したものでございます。27年度中の個人番号カードの受け入れ枚数につきましては、1,021枚の受け入れをしておるところでございます。

28年度へ繰り越しをした529万円の個人番号カードの交付予定枚数は、総務省が目標と定めています枚数が、繰越分に対しては全国1,500万枚となります。日野町に割り戻しますと、約2,600枚が予定の枚数と考えているところでございます。

今後の普及PRでございしますが、国の方では、4月から新たな内容でのテレビ放映をされております。例えば、スマホで簡単申請編、またコンビニでの証明交付が可能になる自治体があるという紹介をした、持っている方がええ編とかが、放映をされているところでございます。

当町におきましては、今議会に提案をしております印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正を承認いただけましたら、7月15日より、住民票、印鑑証明等のコンビニ交付が可能になるよう進めております。この広報、またホームページの掲載を予定しております。このことも、一定、普及につながるかと考えております。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 報第2号については、それぞれの確にご回答いただきまして、よく理解ができたところでございます。

消防指令車につきましては、団と相談して進めるということでございますので、来年度はちょうどあき年になりますので、そういうふうになるようにお話を進めていただけたらな、かように思うところでございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

議第42号、日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

コンビニ交付の開始に伴い、民間端末機による印鑑登録証明書の交付手続を定めるものでございますが、コンビニで個人番号カードを利用して、マルチコピー機から、土日祝日、深夜でも証明書が取得でき、住民の利便性向上となるものと考えておりますが、行政で行っている窓口業務の負担軽減については、どのように見込んでおられるのか、お伺いいたします。

また、予約をすれば、土日でも証明書を交付していただけるような体制になって

いたと思いますが、この業務は、今後も続けていかれるのかをお伺いいたします。

次に、議第43号、日野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いいたします。附則の第6条、第7条、第8条で、「当分の間」という文言が記載されておりますが、条例上の当分の間とはどのくらいの期間と考えればよいのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 議第42号の印鑑条例の一部改正の関係で、質疑の方をいただきました。

行政負担の軽減につながるのかということですが、マイナンバーカードが普及しまして、皆さまがコンビニでとれる状況になれば、当然のことながら、窓口での交付枚数は減っていくという状況になるかとは思いますが、残念ながら、今、普及が進んでおりません関係等もあるので、窓口業務の軽減には、すぐにはつながらないというふうには考えております。

それと、土日なんですけど、先にお申し込みのあった部分について、宿日直なりでお渡しさせていただく。また、夕方5時半ぐらいになるんやけどもというようなお問合せの中で、窓口に来庁が出来るという部分のサービスのものについては、継続していくという考えをしておりますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） おはようございます。

ただいま、中西議員の方からご質問いただきました。

当分の間という文言でございますが、ここでいいます当分の間と申しますのは、現在、日本中で多くの待機児童が生まれている状況がありますが、おおむね、そのことが解決されるまでの間というふうな理解をしております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） コンビニ交付サービスにつきましては、やはり皆さん、セキュリティという問題が一番心配だというふうに思っておりますので、この問題の起こらないように、またよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 皆さん、おはようございます。

それでは、質疑させていただきます。

議第46号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車両）についてお伺いいたします。

入札、発注にあつては、町が消防団ポンプ車両の基準仕様を定め、その仕様書に

基づいて入札を執行されました。

そこでお伺いします。

町の基準仕様を超えて、第3分団が特別に装備される備品等があるのかどうか。また、あるとしたら、その備品名等、また金額をお聞かせ下さい。

また、昨年の西大路地区の消防ポンプ車両にあつては、その点はどうかであったのかをお聞かせ下さい。

それと、今回入札価格が上がっておりますのは、従来マニュアルミッション車から、オートマチック車に変更になったと理解すればいいのか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

それと、今年度、前年度、購入消防ポンプ車両にあつては、モリタ製で、斉藤ポンプ工業から購入ということですが、26年度に購入されたポンプ車両は、長野製で田辺消防システムから購入されていましたが、その違いというのは、どのような違いがあつたのかもお聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（高橋正一君） それでは、議第46号の財産取得について質疑をいただきました。

まず、消防ポンプ車の仕様を町で定めてございますけれども、それ以外に、特別な団といいますか、分団としての装備の計画はあるのかということですが、現在確定ということでは聞いてございませんが、現在お聞きしているところでは、特別仕様としては、GPSのカーナビゲーションと、それから後ろが見えるバックモニターを設置したいということで、お聞きをしております。

それ以外にも、今のところは確定は聞いておりませんので、現在のところ、それをつけたいというふうに思っておられるというふうにお聞かせをいただいております。

それから、昨年度、西大路の車両を購入したときのことでございますが、昨年度につきましても、カーナビゲーションとバックモニター、今申し上げました、後ろがバックするときカメラが見える、それを特別仕様として、後からつけられたという実績がございました。これ、約50万円というふうになってございました。

それから2つ目の契約金額につきまして、昨年度から比べますと170万円ほどの金額がアップになってございます。これは、仕様についてどうかということですが、おっしゃっていただきましたように、マニュアルシフトから、今年度の購入車両につきましては、オートマチック車ということにさせていただきました。オートマチック車の、いわゆる3トン級の消防に使えるシャーシというのが、現在では製造メーカー1社しか供給していないということもございまして、それから製造

の数も余り多くないと、そういうこともござまして、その分が入札、応札の落札金額に反映しているものというふうに思っています。

それから、ポンプのメーカーにつきましてご質問をいただきました。今年度、昨年度については、モリタポンプという製造メーカーがつくったもので、平成26年の第1分団日野については長野製ということでした。これにつきましては、どちらも国の消防ポンプの基準でございますCD1型、またA2級というポンプの性能を満たしているものございまして、性能的には、その性能以上を上回っているということですが、長野製につきましては、放水の量が少し、1分当たりの放水量というんですか、それが多というようなことがあるというふうなことを聞きましたけれども、ポンプの性能としては、どちらも基準を上回っているもので、同等品というふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） それでは、この昨年度の西大路地区のポンプ車両からは、このカーナビゲーションとバックカメラというのを、地元で負担されたということに理解しておいたらいいのですか、町がつけたんでなしに。

3分団も、今回それをつけられるということで、了解しておいたらよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 昨年度の西大路については、そのカーナビゲーションとバックモニターをつけられたということで確定しておりますけれども、今年度の第3分団につきましては、カーナビゲーションとバックモニターというのは、今聞いているんですけど、あと、もう少し特別装備のものがあるかないかというのは、まだ確定していないと、そういう状況でございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 分かりました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 私の方から、2つの議案について質問をさせていただきます。

1つ目に、議第42号の日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、関連して質問いたします。

印鑑証明等の証明書を、コンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できるサービスが、7月15日から始まります。行政サービスとして、コンビニ交付ができるようになり、その手数料200円はコンビニの収入となり、町の収入とならないのなら、今後手数料収入が減ることになります。また、証明書発行ができることで、個人番号カードの取得者が増え、受け付け業務は減ることになりますが、手数料収入

は減る傾向になると考えます。町としては、どのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

また、27年度の個人番号カードの取得でありますけど、27年度の取得状況は、今、お聞かせ願いましたが、現在のところの取得状況はどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

そして、手数料は200円でありますけど、この先、コンビニが主導になり値上がりするのではないかなというふうにも思うわけでございますが、その辺についてもお伺いをいたします。

次に、議第45号、財産取得について質問をいたします。

今回の財産取得にあたっては、27年度繰越明許費となっております自治体情報セキュリティ強化対策事業と、28年度の情報ネットワーク更新による備品購入を合わせて執行されたとのこととあります。合わせて執行されたことによりまして、経費を削減されることはできたのかというところを、お聞かせ願いたいと思います。

そして、そのそれぞれの事業費としての内訳は怎么样了のかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして、今回の入札でありますけど、17社の入札をされたということとありますが、そのうち、辞退が13社、欠席が1社、実質入札が3社であったという結果とあります。今回の入札は、情報セキュリティ強化と情報ネットワークの更新機器をあわせての入札であったということから、辞退する会社も増えたのではないかなというふうに考えますが、この入札結果を、どのように受け止めておられるのかというところで、お聞かせ願いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 齋藤議員の方から、議第42号に関連して質問の方をいただきました。

まずは、手数料の200円ということですが、この部分、コンビニ等の方へ123円、町への収入については77円ということになりまして、手数料の方については、同数でしたら、当然収入は減ってくるということですが、これに係ります職員が窓口で交付する事務等については、かかってこないというふうにもなりますので、その辺につきましては、夜間なり休日にとれるという、住民サービスの方を優先させていただくというふうでございます。

また、値上げについてはどうなんやというお話も聞いたところでございますが、本来ですと、8パーセントから10パーセントへ消費税が上がる時に、見直しの方も考えてはあったんですが、再延長が予想されるということもございまして。この辺につきましては、近隣の状況等も注視しながら、見ていきたいというふうを考えて

おるところでございます。

それと、今現在のカードの発行状況について、どうだということでございます。5月末現在のカードなんですけど、役場の方へ受け入れております枚数については1,137枚、既に交付させてもらっている交付済みというものが805枚という状況でございます。

議長（杉浦和人君） 総務課参事。

総務課参事（池内 潔君） 齋藤議員の方から3点お尋ねをいただきました。

まず、セキュリティー対策、およびネットワーク更新についての費用でございますけれども、このことで費用が削減できたのかどうかというお尋ねでございます。

まず、おっしゃっていただきましたとおり、ネットワークの対策につきましては、平成27年度の予算を繰り越してございます。そして、ネットワークの更新につきましては、平成28年度ということで、それぞれ備品に対して予定しておりました予算額につきましては、ネットワーク強靱化につきましては3,700万円、ネットワーク更新につきましては2,800万円を予定しておりました。これにつきましては、ある程度想定される機器を、標準価格を用いて予算化をしていただいて、させていただいたわけでございますが、実際の入札額が5,486万4,000円でございますことから、この内訳をということで事業者に対して求めたところ、ネットワーク強靱化につきましては、3,300万8,040円であったと。ネットワーク更新につきましては2,185万5,960円であったことから、おおむね予算の範囲内、もしくは予算を下回っているというふうに認識しておりますので、ともに合わせて調達したことによるスケールメリットが発生したのではないかなというふうには、感じてございます。内訳につきましては、今申し上げましたとおりでございます。

それと、17社中3社の応札であったということで、応札者が少ないのではないかなというお尋ねでございますけれども、今回調達いたしました情報機器につきましては、根本的には、6町で今やっております6町共同利用システム、これが安定的に稼働するということが大前提となります。そのことを必須条件とした仕様にさせていただいているところです。特に、機器につきましては、メーカーの指定をすることは決してございませんけれども、ただ、6町システムで扱っております一部のソフトウェアについては、製品を指定せざるを得ない状況でございます。例えば、文字情報を管理するソフトウェアについては、6町システムに影響することから、製品指定をさせていただきました。この、例えば、ソフトウェアを一部指定させていただくと、機器との相性というものがございまして、それが正式、正確に稼働するかどうかというところを、メーカーが動作確認をするという行為が発生してまいります。ただ、ご存じかもしれませんが、文字管理というのは非常に大変でございまして、特に外字についての管理は、非常に全国的には問題になって

ございまして、これは安定的に稼働させるというのは、高い水準のレベルを求められるということから、メーカーも検証作業をそもそも行わないということもありまして、今回のような17社中3社になったのではないかなというふうに感じております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 証明書発行につきましては、引き続き行政サービスをしていただきたいと思えます。

そして、今の財産取得につきましては、スケールメリットがあったということで、合わせての入札でよかったのかなというふうに思いますし、今後のセキュリティー管理等にも、しっかりと努めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 10番、高橋でございます。

今、齋藤議員の方から議第45号について質問なされましたけれども、同じく議第45号について質問をさせていただきます。

ご指摘がありましたように、辞退された業者が13社、応札された方が3社というような形で、欠席とそれから辞退された方、合わせますと14社、80パーセント、このような形の部分が発生していると。理由については、今、お聞かせをいただきましたが、1つは、欠席された社、理由が何だったのかということ。

それから、昨年ですが、我が同僚の富田議員の方から、一般質問が出されております。その中で、指名競争入札の辞退について、平尾副町長の答弁がございます。契約審査作業の中で、ここ数年辞退者やその理由についても考慮する中で、その都度、指名業者の選定をしているところであると。今後も引き続き適切な入札の執行に努めると答弁されている。この結果を、その審査会において、恐らく今回の指名についても審査されたと思うんですが、そういった意味でのこの結果を、どう見ているのかということが1つでございます。

そういった意味で、ここ数年の辞退分析、恐らくされていると思うんですが、近年の応札時がどのように変化しているのかお聞かせを願いたいと、こういうように思います。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する当局の答弁を求めます。副町長。

副町長（平尾義明君） ただいま、議第45号につきましてご質問をいただきました。

指名競争入札の今後、今の結果について、何らか前回と比べて何かしたのか。指名を何か変えたのかということでございます。前回は申し上げましたとおり、辞退

をされた業者については、ある一定の罰というんですか、検討をしなければならぬというふうなことを思っております、27年度に、日野、南比都佐小学校の教育用コンピューター機器の入札をやらせていただきました。14社によったんですけれども、これも非常に多い辞退者がございました。よりまして、その指名業者の中から7社を外しまして、11社を新規に入れたということで、17社で入札をさせていただいたところ、結果的に3社しか応札がなかったということで、非常に残念に思っているわけでございます。

今後、そのような対応をしてみたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） ただいまの質問のご質疑の中で、欠席についてということでもございましたが、辞退につきましては、辞退の届けというのをいただいておりますので、その理由が自社都合であるとか、一部機器が調達が困難であるとかという理由をいただいておりますが、欠席については理由をもらっておりませんので、把握できていないと、把握していないというところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 1点目のこの欠席理由の件なんですけど、今までも恐らく欠席の業者さんがおられたというふうに思うんですが、同じような形の欠席理由というのを、確認をしなかったのかということが、継続的に続いているのかどうかということですね。それから、それは欠席された業者に関して、何らかのペナルティーというんですか、そういったものが、今までの中で起こっているのかどうか。今回についても、そういった形が起こるのかどうかということですね。

それから、今回のこの13社に関しましては、残念ながら応札されなかったということですが、先ほど言いましたように、選考委員会が、その17社について能力があるという判断をされているというふうに思うんです。その結果がこれだというような形だと思うので、そうでないと、その17社を選考する意味がないんじゃないかなと。ただ、今までは辞退されたとかという理由だけじゃなくて、能力的な部分というのは、どのような形で評価されたのか、これについてもお聞かせいただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 再質問をいただきました。

欠席された人につきましては、今も申しましたように、理由を聞いていないわけなんですけども、当然辞退もされた人と同様な形で、今後考えていかなければならない、このように思っております。

指名の参加指名の件でございますけども、一応指名を出していただいている業者さんを見させていただいて、この方やったらどうもないなというふうな形で、業者

を選定いたしております。

当然、指名は業種によっていろいろありますので、そこら辺を見ながら、指名をしているところがございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 欠席者の件でございますが、やはり欠席というのは非常に、何にしても欠席というのはかなり問題があるという形の認識を持って、対応していただきたいのが1つでございます。

それから、この辞退なんですけど、聞いていますと、感覚的に大丈夫だろうじゃ困るんですよ。ほんとうにそれに必要な知識、能力、技術がある、こういう形のものがないと、こういった結果に起こるとい形のもの現実的だと思うんです。今までもそういったことがあったんじゃないかなと思うんです、かなりの量。そういったことを、これから選考にあたって十分に考慮しながら、選定にあたっていただきたいということをお願いして終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ありませんか。

9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 先ほど来、議第46号、財産の取得について、何名かの議員が質疑をされておりますが、私、2点について質疑を行います。

まず、これは私だけかもしれませんが、今日まで毎年のように新車、消防ポンプ車の購入をされておるんですが、この新車購入に際して、現車両の下取りというのはないんですか。あれば、どういうふうな取り扱いをされているのかを、お伺いいたします。

それから2点目は、先ほど蒲生議員の話がありましたが、大変長い使用年数の車両があるということで、平成29年度にという要望を出されておりました。また、平成30年度には、桜谷と鎌掛地区の車両が、15年の経過をもって購入予定になるということ聞いております。この辺の、今後もう少し、来年、再来年の話ではございますが、購入をどのように考えておられるのか分かれば、教えていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。総務課長。

総務課長（高橋正一君） 富田議員の方から、議第46号の財産の購入についてご質疑をいただきました。

まず1点目の、ポンプ車のポンプ自動車を購入するときに、下取りをどうしているのかということでございますが、これは仕様の中で、下取り車両としての査定を含めて購入の見積もりを下さいということで、入札をしているものでございますので、現在までも今回も、下取りを含むということで見積もりをいただいております。

でございます。

それから2つ目の、今後の消防ポンプ車の更新ということでございますが、おっしゃっていただきましたように、第1分団の鎌掛と、それから第2分団のポンプ車につきましては、平成15年度に購入しておるものでございます。今までからの経過でいいますと、15年経過を一応の目安ということで、更新をしているところでございます。今後、それをその年度にあてはめますと、平成30年度が15年目ということになりますので、それぞれの車の老朽化といえますか、使用状況等も含めて、30年度以降での更新に向けて、これから消防団さんの考えも含めて、町の方でも協議をしていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 我々は開札の結果しか分かりませんので、今回の消防ポンプ車は、落札額が1,750万、27年度は1,585万、その前がまた1,593万ということで、大変高額だと思うんですが、この中で、ちなみに下取りというのはいくらぐらいなのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） その下取りを含めて入札をしていただいているということで、下取りがいくら、この部分がいくら、シャーシがいくらという見積もりになってございませぬので、一括でといいますか、一本で見積書を入札いただいているということで、下取り分についていくらという明示のものは、現在のところ分かっていないという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 入札書は当然1,750万と書いているだけですので分からないと思うんですが、何か業者さんのいいようにやられていたのではと思えます。こういったことも含めて、私、先に入札審査会を設けたらどうかということをお願いしたんですが、できたら、一度調べていただいて教えていただけたら、こういうふうに思えます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませぬか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） おはようございます。2番、後藤です。質疑をさせていただきます。

先ほどの富田議員の質問にありました、消防車の下取りについて、私もずっと思っておりますので聞きたかったんですけど、お聞かせいただいたので、1点についてのみお尋ねさせていただきたいと思えます。

議第42号、日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。

以前にもこのマイナンバーカードに対する、非常にセキュリティーの問題であるとか危険性については、事あるごとにお尋ねしておりますけれども、また、昨日も旅行会社のJTBさんが、793万件もの個人情報漏えいしてしまったと。しかもJTBさんは、日本で最先端のセキュリティー技術を持っていらっしゃる、NTTグループさんと提携していらっしゃる会社でありますけれども、そこでこういうことが起きたということで、非常に私も驚いているわけですが、そういうことが立て続けにずっと起こっているわけですが、そういう中で、今度7月15日に、また印鑑証明もコンビニで発行できるようになるということで、そっちに向かって動いているというふうに思いますけれども、以前にも、このマイナンバーカードについては、庁内での扱いについてお尋ねしましたら、セキュリティー何重にもかけて、セキュリティーサーバーも設置して、今の技術では、100パーセントではないけれども、やれることはやっているというお尋ねをいただきました。

ですけれども、実際問題、このITとかデジタル的なセキュリティーの方が、例えばしっかりしているとしましても、コンビニとなりますと多くの人が入り出し、また、そこで働いていらっしゃる方も、アルバイトとかパートの方が非常に多いということで、その教育がどの程度行われているのかということも、不安になってくる場所でもありますけれども、この点も、この間の全員協議会でお尋ねしましたら、つい立てをマルチコピー機につけているところもあるというふうに伺いました。つけているところもあるということは、逆に言うと、マルチコピー機に、横から見えないつい立てがついていないところもあるわけですし、ATM機にはもうついているわけですが、こういったところら辺も、きちんとつけていただけるように、町の方から指導していらっしゃるのかどうかということも、まずお尋ねしたいのと、それから、よくコンビニに行きますと、お友達がコピーを取りに来たり、キャッシュ機でおろしに来ていらっしゃるのを、そのお友達の方が従業員でいらっしゃるにして、ふざけていらっしゃるのを目にすることがございます。こういったふざけているような中で、マイナンバーの情報などが、ぽろっと漏えいしてしまうというようなことがないかどうか。あるいは、それに対する7月15日に向けて、教育をしっかりするよというよな指導を、町の方からしていらっしゃるかどうかということも、お尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 議第42号に関連して、セキュリティーの問題につきまして質疑の方をいただきました。

とりわけ、通信回線につきましては、暗証番号なり、また通信には暗号化をするとかということになります。それにしても、JTBさんの事故等もありますので、

その辺につきましても、最新の注意は必要かなというふうに思っているところで、身近なところで、コンビニの店員さんの教育について、どうなんやということでございますが、町につきましては、コンビニの店舗にも限りがございますので、その辺の対策、どうしたものかなと、ちょっとご意見の方をお聞きしておく。

ただ、全国的に、コンビニでの交付が多くなってきておるということでございますので、これにつきましては、コンビニサイドでその辺の教育もされていかれるのかなというふうにも考えておりますので、その辺、コンビニサイドの方での研修体制なりは、何かされておるのかというところについては、こちらの方も確認はしたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 民間のお店ですので、なかなか町も内部まで口出ししにくい部分があるかもしれませんが、昨年12月1日に、太陽光発電についての指導要領を作成していただきましたように、ぜひ、こういった問題についても、きちんとした指導要領といえますか、つくっていただきまして、見切り発車で、とにかくほかの市町もやっているから、うちもというんじゃなくて、しっかりと安全面も、教育が行き届いてから始めていただければというふうに、ほんとうは思います。

それと、よくこういったコンビニに置いてありますATM機から暗証番号が漏れたというようなときに、防犯カメラに写っていた手の動きから、暗証番号を察してというような話が、ぼろぼろあつたりします。それから、ICカードを使われると、情報はまず外に出ないというふうな話もありますけれども、今、ネットなんかでちょっと調べていただきますと、ICカードを置く台のところに、ちょうどそのような大きさのシートを1枚置きますと、それがICカードのスキヤナーになっていまして、ICカードの情報をスキヤニングするシートというものも存在したりすることが、もう明らかになっております。こういったものが、もし万が一ぽんと置かれておりましたら、非常にやっぱり不安ですし、大変なことになってくるだろうというふうに思います。日野町で、そういうことが起きたとなりますと、その方の変なご迷惑も当然ですけど、日野町そのものもセキュリティー大丈夫なのかということで、周りからたたかれるという可能性もありますので、その辺についても指導していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） その辺、なかなか町の方から指導なりは難しいわけですが、基本的に、今のマイナンバーカードを使って証明書をとる際に、カードを入れて、画面の方で案内でカードを抜いて下さいというご案内があったときに、今言われているように、スキヤナーが仕掛けだったら、どうなるんやということでございますので、画面どおり指示をいただいて、カードについては、速やかに自分の

ポケットなりにしまっただけということ、そういう読み取りなんか、今のところは、個々で注意を払っていただくということになってしまうのかなというふうでございますので、その辺につきましても、コンビニさんの大手の方、多数そういう設置されていますので、その辺、恐らくマニュアル等についても、もう既に整備はされておるのかなというふうに考えておりますので、その辺の確認については、こちらの方でさせていただこうかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） ぜひ、今、橋本課長がおっしゃっていただいたように、されているのかなじゃなくて、しっかりと確認をしていただきたいというのと、扱っているのがコンビニという民間企業でありまして、もしそこで漏えいがありましたら、出ていくのは町民の方の個人の情報であり、管理しているのは町ですので、しっかりと対応していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、質疑をさせていただきます。先ほどから皆言われましたので、1つだけ聞かせていただきたいと思っております。

議第44号、日野町放課後児童健全育成事業の設置および運営に関する基準を定める条例を一部改正する条例についてであります。この中で、今回の第10条第3項の3（4）の中に、例の教育、幼稚園、小学校、中学校、さらにはその上、義務教育学校、そして高等学校云々というのがあるわけで、新たに、義務教育学校という、私たちに聞きなれない言葉が挿入されたわけです。これにつきましては、いろいろ説明もありましたけれども、学校教育法が、昨年国の法律で変わったという、そういったことで、これを変えなければならぬという話になるわけでありまして、これは特に教育委員会の方で、ぜひ聞かせていただきたいなと思っておりますのは、この説明の中で、義務教育学校というのは、小学校と中学校一貫校とした、つまり小を4年、4・3・2制というのか、よく今、義務教育は6・3制ということをおっしゃってありますが、これを4・3・2制にしようという流れの1つだと、私は思っているわけです。これにつきまして、いろいろ議論がされます。つまり、義務教育の中で、小学校のときから、こういうような教育の機会均等が6年間やられるのが、4年間で終わって、次は、中学校1年生の部分も一緒に入れて教育をやっているという。そして中学2年、3年を1つの教育課程にしていこうという、義務教育の中に、そういう細かい分断というのか、そういうのが行われるというところで、いろいろ問題もあるということも、以前から指摘されております。そういう意味で、教育長の方で、ぜひ知っておられることを教えていただきたいし、それからこういった例は、滋賀県下の中にあるのかどうか。特に教育的な観点、効果からどうなの

かという、そういった認識を、日野町で云々言うても始まりませんけれども、この日野町には、小・中一貫校でなくて、小学校、中学校を順番にやっていくという、そのシステムで日野はされると思いますけれども、そういう教育的な観点から見てどうなのか、教育の機会均等を図っていくという点から見て、どうなのかということから見て、ぜひ教育長自身が思っておられることを、お述べいただきたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） 皆様、おはようございます。

今ほど、對中議員の方からご質問をいただきました。

まず、学校教育法の一部を改正する法律の案の中に、これまで学校というものが、幼・小・中・高といくつか示されておりましたものの中に、今回義務教育学校という文言が入りましたことから、今回の文言整理ということで、改正をさせていただいているというところでございます。

また、義務教育学校というのは、新たな学校として示されているわけですが、今までにも、小中一貫校というような流れがございました。これは、まず小学校と中学校の6年間、3年間、合わせて9年間のこの義務教育の学校制度を、いわゆる子どもたちの発達段階が、これまでの小学校6年、中学校3年というふうな区切りがどうかということから、いわゆる小学校の4年間、それから5年、6年、中学校1年、そして中学校2年、3年というような4・3・2ぐらいに、発達段階としては、最近の子どもたちの様子を見てみると、分かれられるのではないかなというような議論もございましたり、また、中1になったときのギャップも大きいというようなこともありまして、小中一貫校というのが進められてきたというところでございます。

滋賀県下では、小学校と中学校が隣接している地域で、私が聞かせてもらっておりますのは、高島市の高島小・中学校で、高島学園というような取り組みをされているということで、実践事例なども聞かせていただいているところでございますが、そのほかに、特に小・中の一貫校として、そのような連携、接続というような観点で指導はされているということは、聞かせていただいておりますが、特に今のところ、情報としては持ち合わせておりませんので、もう少し調べてみたいなというふうに思っているところでございます。

義務教育学校のイメージとしましては、学校設置義務を市町村が履行しますが、そこに小学校、中学校、そして新たに、施設一体型の義務教育学校というようなイメージがあるかなというふうに思います。この義務教育学校をつくるにあたっては、施設一体型の新たな学校をつくっていくということになると思いますので、日野町

では、今現在のところ、そのようなことを議論しているということではございませんけれども、この義務教育の期間の児童生徒の発達から9年間を見通して、どのような特色を整理しながら、指導、学習を進めていくかという点については、やはり今までどおりで、このままというふうな観点から、さらに研究をしていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、日野町も、5小学校が1中学校に進学をいたしますので、それらの連携という形、それから学習内容をさらにお互い理解しあって、また教職員も、中学校から小学校の方に指導するというような形を入れるというような、接続という観点からも考えていきたいというふうに、考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） これにつきましては、義務教育学校につきましては、私たちもちょっとそういう意味では、もう少し研究していかならんなどということを思います。

というのは、やはり中学1年生のギャップがあるというところで、どうしても小学校5年、6年と中1で1つと、こういうようなことやったのが成長にいいのではないかという話も、国の中では出ておりますけれども、なかなか小学校、中学校の現在と、それから小・中一貫校の状況と、実際調査調べて、こうなんだという科学的なデータも、まだ出されていない状況の中で、法律だけが通ってしまってるということもありますし、この点につきましては、私たちも研究もしていかなければならんと思いますし、教育でもいろいろあるんだというところを、私は認識を、今回のこの条例改正ですべきではないかなという意味で、質疑をさせていただきました。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

日程第2 議第42号から議第46号まで（日野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてほか4件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託については、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、総務常任委員会および厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、10時45分から再開いたします。

—休憩 10時32分—

—再開 10時45分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第3 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、事務嘱託員制度と自治会についてということでお伺いをします。

日野町には事務嘱託員設置規定というものがございまして、この規定は昭和30年4月に施行されています。つまりは現在の日野町が誕生したのと同じ時期で、その後、日野町の歴史とともにあるような制度なのかなというふうに思っているんですが、この設置規定を見ますと、事務嘱託員はこの規定の中に別表というのがありまして、その別表で村井の第1とか第2という区分けがありまして、その区域ごとに住民の過半数で、その事務嘱託員が選ばれるというふうになっています。その選ばれた嘱託員は区長というふうに呼ばれることになっています。また、この事務嘱託員、つまり区長さんのことですが、区長は町の非常勤特別職ということで、別の条例で職員として報酬が支払われると。さらには、その担当区域というのがありまして、担当区域がどこかというのも規定上ははっきりしていないんですけれども、昔の規定ですから、別に若干少し曖昧なところもあるんでしょう。恐らく選ばれる区域と同じ区域が担当区域という解釈ができるんだらうと思いますが、その担当区域で、町の一般事務を処理する、町の一般事務の仕事をするというふうになっています。そして、区長さんが選ばれる区域のことを、行政事務の便宜上で区というふうに呼んでいます。この区という呼び方は、区分けとか区域とか、そういう一般名詞的な使い方をしているのかなというふうに思います。

一方、自治会ということの一般的な解釈ですが、自治会は住民の地縁によって、その一定地域の住民が全員加入を目指しますよと。もちろん加入は任意ですが、目指すのは全員加入を目指しますよということが前提で、自主的に組織される自治機能を持った民間団体ということになるのかなというふうに思います。

つまり、区と自治会は根本的には別のものであるはずですし、また、9月定例議会のときに私が一般質問させていただいた中で、自治会の定義をお聞きしました。その際、当局からは、区をはじめ、町代組織、集落等自治機能がある組織を自治会というふうに言っているんやというふうにご答弁をいただきました。

このようなことを踏まえて、5つのことをお尋ねしたいというふうに思います。

まず1つ目ですが、滋賀県内19の市町がございますが、その中で、日野町と同じように、行政の非常勤特別職、行政の特別職に位置づけられているような住民代表の制度というのはどれぐらいあるんでしょうかと。それとあわせて、その中に、事務嘱託員という日野町と同じ名称を使っている制度はどれぐらいあるんでしょうかということが、1点目にお聞きします。

そして2点目ですが、先ほど申しあげましたように、9月議会のときに、自治会の定義をお聞きした際、区を自治会の1つというふうに認識されているような答弁をいただきました。基本的には、設置規定からいいますと、区というのは行政が事務嘱託員を選ぶ区域ということ、便宜的に定めている区域ということですが、その区を、自治機能を有する自治会というふうに位置づけされている根拠は何なのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

そして3点目ですが、その関連で、9月議会のご答弁から言えば、西大路とか村井とか、それから大窪、その他に町組織、町代組織とか町内組織とか、双六町とか上大窪町とか、そういうご理解いただけると思うんですが、その町組織も自治会ということになると思うんですが、行政上の手続を含めて、その認識が役場内で共有されているのか。つまり、自治会長という名前で申請とか承認とかする手続、結構ありますね。建設計画課の中にもいくつかあると思いますし、企画振興課のご担当でもあるのかな。そういう事務処理がいくつかあると思うんですが、その中で、区長も自治会長やけど、町代も自治会長ですよということが、役場内で認識が共有されているのかどうか。そのことを3点目に伺います。

そして4点目ですが、9月のご答弁のとおり、区も町も両方とも自治会であるということであれば、1つの自治会の中に複数の自治会、小さな自治会が含まれているということになります。これらの関係というのを、役場の中では整理されているのかどうか、4点目であります。

そして5点目ですが、それ以外に、一定以上の世帯数があつて自治機能があれば、例えば、極論かもしれませんが、集合住宅ごとの自治会というようなさまざまな、多様な自治会という形があつてもいいのではないかなというふうに思っています。それによって、ひょっとして自治会加入率が向上するかもしれません。この点で、ちょっと補足的に言いますと、日野地区の河原とか、それから松尾2区、3区というところでは、区の加入率というのも変な言い方なんですけども、区の加入率が50パーセントを下回ってしまして、40パーセント台です。ですから、そういう意味では、事務嘱託員を選ぶ住民の過半数という、そもそもその要件を満たしていないという現状があります。その辺の解消も含めて、自治会加入率の向上に貢献するのではないかなと思っていますが、当局のご見解を伺いたいというふうに思います。

以上、5点についてよろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、事務嘱託員制度と自治会について、ご質問をいただきました。

自治会の定義というのは、なかなか、いろいろ多彩でございまして、今ご指摘ありましたように、日野町におきましては、我々農村部における自治会、在所の制度というものと、またここにもご指摘ありますように、大窪や松尾や村井、さらには西大路など、いろいろ違うわけでございます。そういう意味では、多様な自治の機能、自治の形態があつて、それは歴史的にいろいろな歩みの中で、これが育ってきているものでありまして、行政部分がこれではなければならないというようなことで制限をかけたり、また、これをつくらなければならないという形で規制をしていくということについては、過度なことについてはすべきでない、このように思っております。

また、これ以外にも、私たち、私のように農村部の者からいたしますと、総代制度のようなものが、大窪などでもあるということも、西大路、大窪などもあるというふうに承知いたしております、それは多様な階層の中で、いろいろ当該地域の中で、歴史的に育まれてきた自治のあり方であります。大いに、そこに住んでおられる皆さんが議論をされて、よりよい住民の意向が届く。さらには、それが反映される自治組織になることは、大切なのではないかと、このように思いますけれども、行政の側から、そこを余り過度な介入ということについては、慎まなければならないというふうに思っております。

そういう意味で、これまで日野町において、先ほどお話がありましたように、昭和30年から綿々として続いております、いわゆる区長さんという制度については定着をしてきているものと、このように思っております。

そうしたことを前提といたしまして、県内市町の中で、日野町における同じような住民代表を、非常勤特別職として位置づけているのはどうなのかということでございますが、日野町を含めて7市4町の計11市町でございます。その中で、事務嘱託員の名称を使っているのは4市2町、そのほかに、行政事務取扱委員が2市、嘱託員が1市、嘱託が1町、区長が1町となっております。

次に、事務嘱託員の選出区域、仕事の担当区域としての区に関してでございますが、日野町事務嘱託員設置規定の別表で、関係区域として規定しており、各区で選出いただいております区長さんを、事務嘱託員として委嘱をいたしております。

次に、西大路、村井、大窪等の町内組織に関する、役場内での認識についてでございますが、基本的には、自治会として認識を共有しております。例えば、自治ハウス整備事業補助金や消防施設等補助金など、町組織を扶助対象の組織として位置づけております。また一方で、自治会としての世帯数や面積規模等の関係から、事

務嘱託員である区長さんを代表とする行政区のみを対象としているものもあり、併存している状況でございます。

4点目についてでございますが、行政区の中に町内組織がございますが、区で取り扱われている事項と、町内で取り扱われている事項には違いがあるものと認識しております。町内会を基本自治単位とした中で、目的や期待する成果において、自治を形成していただいているものと考えております。

次に、自治会が果たす役割や機能は、大変大きなものがあると考えておまして、自主的に自治会が組織され、地域共同体として住民生活の福祉の向上や、防災や子育てをはじめ、多様な角度での取り組みが進められていることは、重要なことだと考えております。自治会は、その成り立ちや規模、運営方法はさまざま考えられると思いますが、そこに暮らす住民の皆さんの福祉の向上につながるものと考えております。自治会を行政区として位置づけを行うのかどうかという点につきましては、町行政区画等審議会に諮問して、対応することといたしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目でお答えいただいた市町の状況ですが、これについてももう少し詳しくお聞きしたいというところがございますが、これについては、後日にでも総務課の方なりに伺いますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目以降に関してですが、まず、2点目は、町が事務嘱託員の選出区域として定めた区というのが、なぜ自治会なんですかという根拠をお尋ねしたつもりなんです、それについてはお答えいただけなかったというふうに思っております。

したがいまして、2点目以降、まとめて再質問させていただきますが、区がなぜ自治会なのかということについては、お答えいただけなかったので、私なりに思っている定義というのを申し上げますと、もとは、事務嘱託員を選ぶ区域であっても、その区という単位で住民が何らかの組織活動をしている、あるいは組織としての規則、規約、規定みたいなのを設けて、何らかの組織活動をしていけば、それは自主的な自治会というふうに認識できる、認められるんじゃないかなというふうに、そういう定義づけを、私の定義づけを思っています。

その意味では、集落単位の区というのが、町内、たくさんありますが、その場合は、その集落ごとに区と呼ぼうが自治会と呼ぼうが、字と呼ぼうが、恐らくそんな違和感ないでしょう。その集落がそうなんやなということで、それほど違和感がないとは思いますが、日野町内には、そうでないような区域も、いくつかあるんです。例えば、ご答弁の中にもあったような、西大路や村井1、2、3区という区は、割と事務嘱託員の制度というのを正直に捉えてはるところがありまして、区長さんというのは、役場とのパイプ役という役割、簡単に言うなら役場係みたいな、そう

いう役割をされているところも、区域もあります。最近では混在化して、一概に言えないところがあるんですが、もともとそういう役割が区長さん、その地域では、区域では区長さんの役割ということですよ。

例えば西大路や村井の例を申し上げましたが、そういうところでは、大字とか町内というのが本来の自治会といえますでしょうし、その意味で、自治会長というのは、大字総代であるとかそれから町代というのが、本来の自治会長なんだろうなというふうに思っています。

役場内でそのような認識がされているかどうかという話なんですけど、何が言いたいかと申し上げますと、町長がおっしゃったように、自治のあり方というのは、住民の自主的に任せるもので、行政が過度の制限、介入をすべきじゃない。そのとおりです。あくまでも自主的な取り組みですが、ただ、行政として、自治会という表現を結構使ってはりますよね。その実にどこが自治会ということも把握することもなしに、整理することもなしに、総合計画の中でもいくつも出てきていますが、結構自治会という言葉を使ってはります。それが現状かと思うんですが、行政が実際に自治会ということ、行政手続上も、その他の総合計画その他のことでも使っているし、さらには、もともと区というのは、あるいは区長というのは、行政が定めた制度ですから、その辺の整理というのは、行政の中で一度はしておく必要があるんじゃないかなと思っているんです。

さらに言うなら、ほんとうに真剣に考える気になったら、整理できることなんです。例えば、大窪のように区と町があって、2つの自治会が二重構造であって、それぞれの自治会がどういう位置づけで、どんな役割で、その中で事務職員たる区長が、どういう役割を果たすのかというのを整理しようと思うなら、できるはずなんです。さらに、その延長線上で、先ほど申し上げましたように、例えば、集合住宅単位の小さな自治会とかということも、認めることができるでしょうし、別にこれは認めるというのは、行政区画として認めてほしいという話じゃなしに、自治会として認識できることはできるでしょうし、これについては、多様な自治会ということは重要だというふうに、町長もご答弁いただきましたので、そういうことも含めて、一度きちっと行政として把握して、整理をしてみようということはないのでしょうか。再質問としてお尋ねさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 自治会という形が、町の中でどういう位置づけにあるのかということ、整理し直してみる必要があるのではないかと再質問をいただきました。

先ほどおっしゃいますように、総合計画等でも、自治会という言葉、たくさん出てまいりまして、それが今、山田議員がおっしゃるような、ここに書いている自治

会はこのようもんと、きちっとされているかというところについては、おっしゃっているような内容のことがあるのかも分かりません。まず、町としましては、区、それから町内会含めて、両方とも自治会という認識で、先にも答弁をさせていただいているところでございますが、自治会の機能を集約といいますか、整理をやっていくことによって、町の中の自治が高まっていくと、そういうことにつながるということを考えますと、そういうことを研究していくということは、大事なことかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 総務課長から、研究をしていくことが大事かなと言っていたので、再々質問ということはしませんが、お願いということで、この質問を終わらせていただきたいんですが、もともとの出発点では、事務嘱託員の選出区域である区というものと、それから自治会というものは別のものというところから、多分出発すべきでしょう。日野地区でいいますと、五月台とか椿野台というところは、先に自治会というのがあるんです。自治会というのがあるって、便宜的に、その自治会長さんが区長になっているというような順番です。恐らく、それが正しい手順かなと思います。

多くの自治会、区域では、区長イコール自治会ということになっていくのかなと、結果的にはと思うんですが、町内にはそうでない、ひょっとして区長と自治会長は別の人というような実態も、ひょっとしたらあるかもしれません。例えば、松尾1区、2区、3区というのは、これは町長のご答弁でも出てきましたが、総代という制度が残ってまして、最近では、行政の方が区長を自治会長として扱うようなところが多いですから、何か役割がごちゃごちゃになってきたところもあるんですが、もともとの意味合いで言えば、自治会長は総代の方だと思うんです。だから、その辺のそういう事情もあるでしょうし、改めて、総論に戻ってと言いますと、60年前やったら、区域同士の情報交流というのも、それほどなかったでしょうし、区とか区長とかいって、その中身が何であっても、それほど大きな多分混乱も影響もなかったでしょう。それが時代の変化とともに、だんだんそれが通用しなくなっているというのが、今の現状かなというふうに思っています。通用しなくなった1つの要因に、行政の方が自治会という言葉、割と安直に使うようになってきたということもありますでしょうし、自治会長さんが区長さんみたいなことも、安直にそういう位置づけをすることも出てきたでしょうし、そうであるなら、一度行政として、自治会というものの位置づけとか構造とか仕組みとか、その中に、役場とのパイプ役である事務嘱託員の制度ということも含めて、きちっと一度整理する責任があるのではないのかなというふうに、私は思っております。

別にこのことについて、何かコンプライアンス上の問題であるとか、あるいは誰

かが損害を被っているというわけではないとは思いますが、曖昧な状態のものを平気で過ごすんじゃないに、きちっとそれを一度考えて整理してみようというのが、健全な行政事務、いわゆるガバナンス、民間でいうマネジメントにつながっていくことかなと思いますので、ぜひ一度、総務課長がおっしゃっていただいたように、研究、検討してみようということで、前向きに考えていただきますようお願いして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目は、地区公民館の管理と役割について、お尋ねをさせていただきます。

大きく、地区公民館に関して、管理ということと、それから役割という、2つの点についてお尋ねしますが、まず、前段の公民館の管理ということに関してですが、これにつきましては、12月定例議会で、一般質問でお聞きしました。ただ、その際には、私がお聞きしたことには、多分ほとんど答えてもらわなかったなと思っております。

ただ、それでもいいと思っていたんですよ。というのは、この12月のやりとりというのは、別にその考え方の違いを、教育委員会とやり取りをしているというつもりじゃないに、制度的に間違っていますよということを指摘したつもりでもいますし、先ほどの1問目と違って、ひょっとしてコンプライアンス上の問題もあるかもしれないし、ひょっとしたら、誰かが言われのない損害を受けるかもしれないリスクがあるということもあって、指摘させていただいたつもりですので、さすがにその後、聞いていただいて、議会としての答弁というのは、はっきりなかったとしても、考えていただいて、年度中には何らかの対応を考えていただけるかなと思っておりました。

ところが、3月末になっても、4月、4ヵ月、5ヵ月たっても、何らかの動きというのは全く見えてこなかったのので、今回改めて一問一答方式でお聞かせいただきたいということで、取り上げさせていただきました。

はじめに伺いますが、現状の地区公民館の管理の実態というのは、地域の民間団体、地区によって名称は違いますが、大体何とか運営協議会という民間団体が日常管理をやっているというのが、実態かと思うんですが、なぜ町の資産である公民館の建物、施設を、民間団体が日常管理を行っているのか、できるのか。その根拠をお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 山田議員さんの方から、町が所有します地区公民館の建物施設を、なぜ民間の団体が管理できるのかということで、ご質問をいただきました。

日野町教育委員会事務局組織および教育機関の組織に関する規則に、公民館施設の維持管理や貸し出しなどを、公民館の事務分掌として定義しています。また、学

校、その他の教育機関の長に対する事務委任規定によりまして、施設使用や備品貸し出しに関する事務を、公民館長に委任しています。

公民館の施設の管理は、これらの規則に基づきまして、日野町教育委員会が委嘱しました公民館長が、責任を持って管理しているものと考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今の生涯学習課長のご答弁によりますと、地区公民館を管理しているのは公民館長ですと。何とか協議会という、運営協議会という民間団体は管理してないですと、日常管理もしていないですと、そういうご答弁なのかなというふうに解釈しましたけども、そうであるなら、ちょっともう少しさかのぼったところからお聞きするんですが、教育委員会と民間団体の関係というのは、補助金を交付している、渡している、多分関係だけかなと思うんです。その地区社会教育活動補助金交付要綱というのには、地区公民館において社会教育関係団体等が行う、これが民間団体のことですが、民間団体が行う地区社会教育活動に要する経費に対して、補助金を交付するというふうに書かれていますね。

ということは、これを平たく言いますと、民間団体が、自主的に公民館を使って、教養講座とか展示会とかスポーツ事業等の健康増進の事業をするから、それを補助金を渡しているという関係だけであって、別に管理をしているわけではないという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 公民館の補助金に関してという部分も、今、ご質問をいただいたようなところです。

先ほどから、公民館の管理に関しまして、民間団体でというようなお話も伺っておりますが、本来、我々としましては、民間団体が公民館を管理しているというような意図は持っておりません。あくまでも、地区運営協議会と町の教育委員会が、公民館の目的であります、その目的と機能をいかに前に進めていくかという、車の両輪かなという形で考えておりますので、そういった補助金という部分での考え方も、ありうるのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 社会教育活動事業について、車の両輪と。それはそのとおりなんでしょうけども、管理についていいますと、補助金を渡しているだけということですので、その補助金というものの性格から考えたら、その民間団体の方は、自主的な活動というのが基本のはずです。したがって、その民間団体は、自分たちの都合で公民館の開け閉めをすればいいんでしょうか。もっと言いますと、その民間団体が、その民間団体の職員ということですが、毎朝8時半に来て鍵を開けて、ずっとみんなが使うまで、その事務室で待っていて、みんなが使い終わったら帰らる

のを待って、鍵を閉めて帰るということは、別にしなくてもいいということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 公民館の職員という立場上、備品の貸し出し、また貸館、その他に伴う一部の業務というの、担っているというふうには考えています。平たく言えば、施設の清掃であるとか備品等の手入れ、そういったものにつきましては、公民館を利用していただくという、お客様を迎え入れるという部分の中では、必要不可欠な維持管理業務であるというふうに考えますので、そういった鍵を開け閉めするとか、そういったものについては、公民館をいかに上手に使っていただくかというところでの管理かなというふうに思いますので、そういったものは、公民館職員のお仕事かなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 先ほどのご答弁では、管理は館長がされているのではないんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 館長と、そこで職員、地域雇用の職員との兼ね合いが出てくるのかなというふうには思いますが、そのところで1つ考えに至るところなんですけれど、防火管理者的な話の中でも、そういった考え方が出てくるのかなというふうには思います。

公民館長が、今は防火管理者としまして、公民館の職員を選任しているわけでもございます。その部分でも、火災とか、そういった災害の非常時に関しましては、何よりも優先されるのが、人の命というところでございます。公民館の利用者に安全かつ迅速に非難していただくということでは、平素から、公民館職員が防火管理者としてのそういった意識を持ちながら、お客様をお迎えするという配慮が必要であらうかというふうに思います。

ですので、そういったところも踏まえて、公民館の館長と職員というのは、一定の、指揮命令とは言いませんけども、指導をする立場にあるという関係が生まれてきているというふうには考えます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） もう1回もとから話を整理しますと、教育委員会とのその民間団体というのは、補助金を渡しているんですよね。その民間団体の方が自主的にスポーツ事業とか文化事業とかやるから、その補助金を渡しているんですよね。その補助金を渡すことによって、民間団体が雇用する職員も含めて、毎朝鍵の開け閉めをして、毎日建物内だけじゃない、敷地内の掃除もして、それからもつといたら、今の防火管理者の話が出ましたが、防犯、防火の責任も持って、そして鍵を閉めて

帰るという責任を持たないかんのですか、その補助金をもらうことによって。日野町の社会教育って、スパルタ教育なんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） この補助金ということに関しまして、今、いろいろご質問をいただいている部分があるわけですが、ここの補助金ということに関しましては、少し時代をさかのぼる必要があるのかなというふうに、私は考えます。

ちょっと時間が長くなりますが、日野町では昭和30年に町村合併がなりました、その後、旧村の役場を利用して、公民館という制度が出てきました。当時は、なかなかそのところで、公民活動が上手にできなかったというところから、その当時の公民館の実行委員さんが頑張られまして、日野町における公民活動は、住民主導で現在まで続いてきたというところがあります。このボランティアによります実行委員会制度によって、日野町の公民館活動が継続できたこと、またその当時から、各地区公民館に、その活動費用としまして補助金を交付してきたこと等によりまして、日野町の公民活動が今もなお、このように立派に続いているという状況だというふうに理解をしているところです。

ですので、今回、補助金のこと、どこまでどういう管理をそこに任せるのかというふうなご意見がございしますが、日野町が長年培ってきました活動拠点としての公民館活動を、補助金という形でやってきたというところもございしますので、そういったところで、一定ご理解をお願いしたいなというふうには思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 日野町内の地区公民館の歴史というのは、山本課長がおっしゃる、大体そんなようなところで理解はできるんですが、そのことと、今お尋ねすることと、さほど関係があるようには思えないんですけども、恐らく、この議場にいらっしゃるほとんどの方は、これは管理委託やなど、管理委託ということが抜けてあるんやなど、多分気がついてはると思うんですよ、ほとんどの方が。生涯学習課では、気がついてはらへんのでしょうか。それとも、気がついていても、それが認められへん、何か別の理由があるんですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 生涯学習課として、どのように今のことを理解しているかというようなところですが、あくまでも、町としましては、公民館に補助金を交付しているという状況ではないというふうに理解しています。あくまでも、地区の社会教育活動に対しましての補助金を交付しまして、公民館を活用されて、地区の社会教育活動が展開されていく。それに対して、教育委員会なり、我々がしっかりとサポートをしていくということで、町と運営協議会の間においては、

理解ができているのかなというふうに思います。

ただ、その部分の中で、今、ご指摘をいただきました山田議員さんのことに関しましては、平成19年度に、一定、この地区雇用にするか、町の嘱託職員にするかというところでの、いろいろ議論がありました。その際にも、一定、そういう委託というんですか、覚書なりを交わす中でやっていこうというようなことも、あったというふうには聞いています。

また、この平成26年度におきましても、地域雇用にしようか、また町の嘱託職員に戻そうかというような議論もさせていただきました。ただ、そういったときは、いつも地区の公民館長、また公民館の運営委員さん、またそういう関係される皆様方とともに、いろいろ協議をしてきた経過がございます。

ですので、何もこの形で町が押しつけたというわけではなくして、地域のみなさんとともに作りあげたこういった制度を、今も継続してさせてもらっているのかというふうには理解しています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 地域の皆さんがそう言ったからという話になってきたかと思うんですけども、一問一答方式ですから時間制限はないんですけども、そうかといって、これをずっと続けて、お昼も越えて、夜までやっているわけにはいきませんので、今の地域の意見ということを含めて、後でまとめて伺いますので、とりあえず、次の話に移させていただきたいんですけども、同じ管理運営ということなんですが、公民館長は、社会教育法によって、任命権者は教育委員会ということですね。つまり、公民館長は教育委員会の所属ということになります。先ほど来、出ている、町雇用の趣旨というのも同じです。教育委員会の所属ということです。

その関係の中で、12月の定例議会の中で質問させていただいた際に、教育長のご答弁の中で、いわゆる地域雇用の民間団体の職員についても、監督命令の責務は公民館長が負うんやという、多分ご答弁をいただいたのかと思うんですが、教育委員会に属する公民館長と、それから民間団体が雇用している民間団体に属する職員の間で、なぜ指揮命令関係が成立するのか、改めて、教育長にも伺いたいと思うんですが。生涯学習課長でも結構ですけども。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 教育委員会に属します地区公民館長と民間団体の職員の間で、なぜ指揮命令関係が成立するのかというご質問でございますが、公民館は、社会教育法の中で、地域住民の教養の向上、また健康増進、生活文化の振興等のため、教育文化などに関する各種事業を実施するとされています。あわせて、住民参加によります活動、交流の場であり、地域づくりの拠点とも位置づけられています。

その中で、日野町の公民館活動は、当初から住民主導で進められ、ボランティアにより実行委員会制度を継続しています。館長さんの指揮のもと、実行委員さんが事業を企画、立案、そして実施され、その支援を公民館主事が行う。各地区の特性を生かしながら、そういった活動が展開されておりまして、公民館において町が担うべき施策と、地域住民による自主的な活動が、相互に補完しつつ、共同して社会教育が振興できていると認識しています。

館長は、社会教育法第27条で、公民館に館長を置くこととされ、教育委員会が任命していますが、主事やその他の職員につきましては、地域の活動状況により、町雇用や地域雇用の職員として、各種の公民館事業や、その他、必要な事業を遂行するため、公民館活動ならびに社会教育活動に深くかかわっています。

こうした中、地域で人選いただき、教育委員会が任命しました館長が、地域雇用の職員とともに、公民館事業を支援、従事しているものと考えます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 一問一答ですから、一答だけしていただければよかったです。長いご説明ありがとうございます。

今の長い説明を簡単に聞くと、公民館長と、それから地域で雇用する地域雇用の職員とは、同じ場所で同じ仕事をしているだけで、別に指揮命令系統があるわけではないんですよと、そういう話かなというふうに聞こえたんですが、それやと、12月のときの教育長のご答弁、地域の雇用の職員も、公民館長が監督命令の責任を負っているんやということと、ちょっと違うんですが、いかがなんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 指揮命令というよりも、指導監督といったような状況の方がいいのかも分かりません。そこに館長と主事、公民館職員との間で、指揮命令というよりも、指導監督をする責務を、社会教育を進めていく上で、必要なのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 指導監督と表現を変えても、余り変わらんような気はするんですけども、生涯学習課長にお聞きするんですが、これはひょっとして、この関係というのは、民法でいうところの、確か民法625条ですけども、人事権の譲渡ということに当たるん違うかななんて、考えはったことはないですか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） そういったことは、ちょっと考えたことはございません。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 厳密に言えば、そういうことになってくるのかな、一部譲渡と

ということになるのかなと思うんですが、ただ、一般的に、人事権の一部譲渡というのは、出向とか派遣とか、そんな形で制度として出てくるんですが、この公民館の事例の場合は、そこまで厳密に考える、多分必要はなかろうかなと思います。

というのは、地域の団体で雇用している職員と、その団体とは、当然労働契約が結ばれていますよね。その労働契約の中では、公民館の仕事をする多分書かれているはずですから、そういう意味では、団体と労働者、いわゆる使用者と労働者の間では合意ができて、公民館の仕事をするということだと思いますので、あとは、その指揮命令というのを、公民館長に一部移譲すればいいだけのことだと思うんですよ。そういう手続を、何らかの契約とか、そんなことまでいなくても、出向とか行かなくても、何らかの団体間で取り決めをしておけば済むことだと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 今、山田議員さんから、館長に一部権限を委譲してはどうかというような文書を、取り交わしてはどうかというようご提案をいただいたというふうに理解させていただいたんですが、基本的に、先ほどから申していますように、公民館は、社会教育法の趣旨を尊重しまして、社会教育事業を推進する場でございます。そこに、住民参加によりまして、活動、交流、住民主体の地域づくりの拠点として、いろいろ活動がなされているわけです。

ですので、町の施設において、町が担うべき施策と、地域住民によります自主的な活動がされることによりまして、先ほど申し上げましたように、両者が相互に補完しつつ共同して、そういったいろいろな事業ができていっているのかなというふうに思います。

先ほども言いましたが、長年の流れの中での補助金制度、またこういった地域の主事さん、地域の館長さんというような位置づけの中で、公民館活動、社会教育活動に携わっていただきます部分の中で、個々でいろいろな責務があろうかなというふうには思います。

ですので、公民館活動を進めていく上で、そのこのところでの、一部移譲してはというようなところも、今後は考えてはみますが、基本的には、両輪として社会教育活動を進めていければなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長、答弁は簡略明瞭に、同じことを先ほど繰り返しておられますので、ちょっとそこら、よろしくをお願いします。

山田人志君。

4番（山田人志君） 議長から今ご指摘いただいたので、ずっとかすみがかかったような状態で続いているんですけども、先にお尋ねした管理委託みたいな件と、それから今の指揮命令の件、ちょっとまとめて言いますと、先ほど課長から少しご紹介

介はあったんですが、9年前に補助金制度ができるときに、補助金制度だけでは不備があるなという議論は確かにあったんですよ。

その不備、抜け落ちがある、具体的には3つです。1つは、管理委託というところをどうするのか。それから指揮命令をどうするのか。それともう1つは、公民館の事務室を団体が占領する。事務室だけじゃなしに、その机や椅子とかパソコンとか備品も含めて占領する、そのことの根拠をどうするのかという議論は、確かにあったんですよ。その抜け落ちを埋めるために、一番簡単に、そのことを最低限、何らかちょっと団体間で、いわゆる教育委員会と民間団体間で取り決めておこうという考えはあったんですが、結局その方法というのは実行されていません。実行されないままで、いわゆる不備を残したままで、抜け落ちがあるままで、この9年間ずっとほったらかしというのが、今のこの現状だと思うんですよ。それは多分、理解しておられると思います。

一度、教育長に見解をお尋ねしたいんですけども、12月議会の際に、教育長は、日野町の公民館活動は全国的にもまれで、誇れるものであるという話をいただきました。私も、住民がアイデアを出して汗をかいてやっていく公民館活動というのは、ほんとうに誇れるものだなと思っています。

でも、それならば、どうしてほかの市町が日野町のやり方を、そのまままねしないんでしょうね。ほかの市町が、日野町の制度をきちっと調べたかどうかは分からないんですけども、仮に調べたとしたら、これはできない制度なんですよ。というのは、制度上の整理がついていないから。要するに、曖昧で不備がいっぱいあるわけやから、できない制度なんですよ。まねはできません。

そういうことを考えれば、誇れるどころか、ひょっとしたら、きちっと見ていけば、場合によったら恥ずかしい制度、事例というふうになるかもしれないんですが、教育長の見解はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） それでは、山田議員のご質問にお答えしたいと思います。

山田議員は、日野町の公民館の体制なりが、不備があるんじゃないかというようなご指摘もいただいております。そのことについても、12月議会でもご指摘がありましたことを、私も考えているところでございますが、日野町では、平成17年ごろのことやと思いますが、おっしゃっていただいているのは、そのときに、公民館フォーラムですとか公民館運営審議会ですとか、そしてまた公民館長会議、社会教育委員会等が、17年度に相次いで開催されております。その会議におきまして、公民館の管理運営のあり方について議論をされてきたというふうに、私も資料等を見させていただいております。

その中で、自立のまちづくりに向けた公民館運営ということについて、真剣に協

議されまして、現在の形になってきているのかなというふうに思います。

公民館長につきましても、地域雇用から、また、この間10年の間に、いろいろな取り組みの中で、町雇用というふうに変わっていったりというような、17年度に話し合われたことから、またさらに変更といいますか、改正をされているのかなというふうに思っているわけですが、基本的に、館長の任命につきましては、12月議会でも言わせていただいたとおりでございますが、いわゆる社会教育法27条、28条につきまして、公民館、教育委員会では、公民館長を任命するというふうにありますので、そのようにさせていただいているわけですが、地域で人選していただいて、教育委員会が任命をさせていただいた館長が、職員の管理者として、そしてまたあるときは職員とともに、公民館事業や公民館活動の維持管理事業における業務等の管理、またご支援をしていただいているというふうに、考えているところでございます。

そして、これはこれまでの協議を経て、そしてまた取り組みをされてこられました日野町の公民館活動の特色であるかというふうに思っているところでございますし、そういった歴史の中で、地域の社会教育活動を維持して、充実させ、発展させてきた仕組みや体制であるというふうに、思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 方針、方向ということでは、教育長のおっしゃった方向でいいと思うんですけども、そのためには、最低限1本の根拠を通しておいていただきたいという話なんですよ。

具体的に言えば、9年前に考えはったことを実行してもろうたら、もう最低限のそれで根拠ができるはずですから、それを早急に、ほんとうに真剣に考えていただきますようお願いして、大分時間も経過していますから、後半の話に移らせていただきたいとは思いますが、ここから後半の話、地区公民館の役割ということに、質問させていただきます。

これも教育長にお尋ねしたいんですが、昨年度、第5次総合計画の中間年ということもありまして、総合評価というものが出されました。その総合評価の中で、計画の残り5年、後半に向けて、公民館活動のてこ入れが重要施策であるという答申がなされたかというふうに思います。

そこで教育長にお聞きするんですが、総合計画の大きな方針は、全体を流れているのは、住民が主役、住民が主体の地域づくりという方針が流れているかと思うんですが、そのことに関して、地区公民館がどのような役割を担えると考えておられるのか、できれば具体例の中で教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 住民主体の地域づくりに関しまして、地区公民館がどのよう

な役割を担っている、担えると考えているのかというご質問でございます。

公民館に求められていますのは、地域住民の皆さんが、地域や自らの問題の中から課題を明らかにして、そしてそれらを解決していくために、地域の皆さんが公民館に集って、そこで学びをし、そしてともにつながるきずなを深めていくための場として、公民館はコーディネートする役割を担っているというふうに、考えているところでございます。

このことは、平成12年に出されました生涯学習審議会答申におきまして、公民館が地域の学習情報の収集や相談の対応を通じて、地域のコミュニケーションの拠点となり、まちづくりや地域の活性化に寄与することが期待されているという、ということからですとか、また平成16年の中央教育審議会生涯学習分科会におけます、今後の生涯学習の振興方策についての意見において、公民館が地域課題の解決に向けて、地域コミュニティ全体へのサービスを充実していくことが求められているということからも、公民館が、地域づくりに関して、直接的あるいは間接的に重要であって、地域づくりにつながっているというふうに考えているところでございます。

また、それぞれの地域の歴史や公民館運営や、その体制に違いはあるとしましても、人づくり、地域づくりという公民館社会教育の目指すものには変わりはなく、1つの取り組みを波及性のある取り組みへと発展させていくことが重要であると、考えているところでございます。

あわせて、サポーターやボランティア、各種団体との連携や共同した取り組みも、地域づくりに関して、公民館は大きな役割を果たしていると、担っていると考えております。

具体的な事例につきましては、担当課長がお答えをさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 具体的な例ということで、細かな例にはなりますが、当町におきましては、複数の公民館におきまして、通学合宿という行事が取り組まれております。公民館が、学校、地域と連携をとりまして、その中核となりまして、青少年を含めた世代間交流、地域交流、また最近では防災学習や伝統文化を学ぶといった、そういったことまで含めまして、そのことで地域づくりに生かせるように、取り組んでいるところでございます。

昨年度は、南比都佐地区で通学合宿の中に、防災キャンプという事業を取り入れることによりまして、今まで以上に、地域のケミストリーを生み出されたように感じているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 教育長のご答弁の中には、具体的には、人づくり、地域づくり

ということかなど。さらに具体例として、今、生涯学習課長の方から、人づくり、特に、いわゆる人材育成ということで挙げていただきましたが、お尋ねしたのは、総合計画のどこに役割を担うのかという話なんです。総合計画は全部で52の施策があります。一方、公民館の組織、機構ということであれば、教育委員会があつて、運営審議会があつて、運営委員会、実行委員会、また公民館長がいて、主事がいてと、その組織、機構の中で、誰がこの52の施策の何を担うのかということをお尋ねしたつもりなんです。いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 昨年公表されました日野町総合計画の懇話会によります評価の報告書の中に、公民館に寄せられる高い期待としまして、住民参加による住民主体の地域づくり、新しい公共的な関係づくりという形で記されています。

公民館で行われています社会教育活動には、学びという大きな要素があるわけですが、趣味であるとか教養に関する部分についての個人的な欲求を満たす学びは、ある程度充実もしているかなというふうに思われます。

ただ、最近の地域課題や社会的要請に応えるという部分での学びは、不十分といえるような部分もあろうかとは思っています。

昨今の現代的な課題を、住民が主体となりまして、今後の地域のあり方を学び、考える場と機会が求められている中で、ある程度の地域という部分、その中で核となる公民館が、その解決に関する糸口を模索するために、公民館で学びを生かす仕組みづくりというのが必要になってきているのかなというふうには、考えているところでございます。

ですので、そういった意味で、生涯学習課での公民館での活動というのが、これからは重要になってこようというふうには考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 学びとか、それから人づくり、人材育成ということは、確かに公民館の重要な役割です。一方、地域づくりということ、割と簡単に使うてはるのかなという気がするんですけども、最近、地域づくりということで、地域の関心事というたら、例えば、防災とか少子高齢化対策とか子育て支援とか、地域の経済とか、そんなことになる。いずれも、町長部局の全部担当のお仕事なんですよ。そういうお仕事と、実際行政が機能せなあかんわけやから、と、公民館がどういう連携をとるといふ話なんです。そうした町長部局のいろいろなお仕事がありますね、防災とか、それから子育て支援とか、少子高齢化対策とか地域経済対策とか、そういうことと公民館が、どう役割を担って機能していく、連携をしていくと、そういうお考えなんです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 公民館の活動の大きな要素としまして、先ほど、教育長の方から、集う、学ぶ、つなぐという表現があったと思います。その中で、つなぐという部分の中で1つの例を挙げますと、昨年の南比都佐公民館の中での、防災通学合宿を開催しましたことで、今まで公民館活動に余り接点のなかった消防団、また自警団、地域ボランティアさんに、避難所の開設であったり運営等の実施訓練を兼ねて、協力をさせていただきました。そのことで、お互いに顔の見える関係ができてきて、これまでより広く地域のつながりができまして、地域の中に団結力が生まれて、災害に強いまちづくりを目指した事業になったというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 一例としては、そういうことがあるんでしょうけども、余り伺ったことに答えていただいたかなという感じはしないんですが、山本課長ばかり責めていくのは逆に気の毒ですから、ちょっとこちらの方にも伺いたいんですけど、さっき言うた防災とか少子高齢化とか、それから人口減少、経済対策、そうしたことの仕事に対して、公民館としてどういう連携の可能性があると思わはりますか。企画振興課長、代表して。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 議員がおっしゃったとおり、多岐にわたるとい部分でございまして、総合計画の中でも出ております。

どのようにかかわっているかという、地域に課題は当然あるわけで、その課題があるんだけど、若干気づいていないところがあったり、いろいろな部分がある。その部分は、やはり地域に入る分では、行政側からの出前講座も含めて、気づきをしていただくという働きかけが、必要かなというふうに考えています。その中で、共通のそういう課題がある。そういう部分を、やはり公民館の中でいろいろな話が出てきたと。じゃ、そこでこの部分はどうかということで、それも行政の方から、こういう課題なんだから、こういう学びの場ができますとか、もう少し行政側から働きかけもそうですし、そのパイプ役として、一定、今の公民館の中での役割がしてもらえるのかなというふうに考えているところでございます。

ですから、そうした意味で言うと、もう少し幅広くできる部分であるのかも、社会教育、社会教育という、何か固まった状況が出ているのかなというのが、ちょっとそれを打破するには、もう少し行政側からもそれぞれの担当、いわゆる介護とか福祉部門とか、環境部門とかいろいろございますので、そういう部分からのアクセスもしていくことが必要かなというふうに、今現在考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今、企画振興課長の方でご答弁いただきましたいろいろな課題があって、それを先ほど来聞いているのは、公民館の組織機能、運営委員会とか実

行委員会で、それで本当にその役割が果たせるのかということになれば、館長主事も含めて、多分、それは現実的には難しいと思うんですよ、今の機構の中では。

今、企画振興課長がおっしゃったことは、客観的に考えて、公民館という場所で、場所を使って、そういう話をするというに過ぎないんじゃないかというふうに感じてしまうんですけど、だから、その公民館の機能を使ってといえ、そういう運営委員会、実行委員会、館長主事、その機能を使わないかんわけですよ。その機能を使ってくると、これは実際には、公民館というよりもコミュニティーセンターみたいな、そんな考え方になってくるかと思うんですが、そこでちょっと町長にも教えていただきたいんですけども、私は、総合計画を進めていく上では、さっきから申し上げているように、町長部局のご担当の仕事というのは、圧倒的に多いと思っています。そのためには、それで住民自治、住民が主役という方針を進めていこうとすれば、最も重要なことは、町長部局に住民自治全般を受け取るような、そういう総合窓口みたいなことが、設ける必要があるのかなというふうに思っています。

それに加えて、その出先機関を地区公民館に設ければいいのかなと思っています。でも、最も、その場合は、公民館というよりも、機能的にはコミュニティーセンター、コミセンということになってくるのかもしれない。

そこで町長に伺いたいんですが、町長部局に住民自治の窓口を設ける、そしてコミセン化を進めるという選択肢は、ないのでしょうか。

ただし、この話で、私はコミセン化というのは、余り重要なことだとは思っていないんです。思っていないんですが、これまで町長から、コミセン化の話を聞いたことがないので、一度は聞いてみたいという話程度なんです。よろしければ教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、公民館の活動やコミュニティーセンターの役割などについて、ご質問をいただきましたが、私は日野町における公民館の活動は、日本に誇れるものであるというふうに胸を張っております。これは、これまでからの先輩の皆さんが、営々として築いてこられたことをごさいます。これは館長と職員がやるというよりも、多くの地域の住民の皆さんが実行委員会をつくり、文化祭や運動会、さらには敬老会をはじめとして、いろいろな活動を住民の皆さんの力でつくってきていると、こういう歴史こそ、日野町の誇れる公民館活動の歴史である、このように考えておりますし、そうした中で、体育部だとか社会部だとか、いろいろな形態は違うかも知れませんが、それぞれの地域が、それぞれの特性を生かして、地域に向き合いながら活動する。そしてその委員さんたちが、また地域を思い、育てていく。こういうような取り組みを、さらに一層進めることが大事で

あると、このように思っておりますし、そうした中で、子育てだとか防災だとか、さらには介護だとかいうこともあるわけでありますが、いろいろな分野で、最近と申しますか、この間、日野町でも、たくさんの諸団体が活動いただいております。例えば、日野においても、出前寺子屋、平和堂を拠点にいろいろな、いきいきサロンのような活動もされておられますし、公民館を活用して子育てサロンのような取り組みもされておられますし、また、消防や防災関係の方も、いろいろな取り組みをされております。そういう諸団体が、いろいろ縦横、縦横無尽に、地域、町のことを考えて行動する。そして、その取り組みの中心と申しますか、中に、公民館のいろいろな役割が、機能が、そこにコミットしていきながら、そういう活動もさらに前進をするということが大事であるというふうに、私は思っております。

そうした中で、そういう地域の課題への解決について、窓口を設けてはどうかということですが、基本的には、企画振興課において、自治の前進のための考え方については、地域の皆さんと共有をしてみたい。そしてまた必要なことについては、ともに考えていきたいと、このように思っております。

そうした中で、公民館がコミュニティーセンター化という、何をもってコミュニティーセンター化ということになるのかも定かではございませんが、やはり社会教育施設としての公民館がしっかりと根づき、その核としながら、新たな課題についても議論が深められる。そしてそれは、公民館だけの役割じゃなくて、そういう諸団体、福祉会をはじめであったり、体育協会であったり、いろいろな諸団体がそこを活用する、そこと連携をすることによって、縦横の広がりが広がればいいのではないかなと、このように思っておりますので、そういう意味では、ご指摘のとおり、企画振興課と教育委員会、生涯学習課をはじめとして、日野町全体の中で、いろいろな課題に対する取り組みが、各種団体の皆さんと広がっていくように努力することが大事なのではないかなと、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 町長おっしゃっていただいたように、社会教育施設、公民館ということを中心に置きながら、その中にコミセンの機能を設けるということは、できることだと思うんです。実際に9年前に地域雇用というのを始めた時点で、半分はコミセン化に向かったようなところがあるのかなと思うんですが、そうであるならば、余り固定観念に捉わらずに、公民館とコミュニティーセンターのいいところどりをするようなことも、できると思うんですが、要は、今日の質問について私が申し上げたいことは、そういう役割を果たしていく、管理をしていく上でも、きちっとした制度としての設計が必要じゃないですかと、整理が必要じゃないですかということを申し上げている話であって、最後に少し大きなところで話をさせていただくんですが、これも町長に見解を伺いたいんですけれど、今回の質問のように、

公民館のことであっても、そのほかのことであっても、日野地区の人から、複数の人から、こんな話を聞くんです。というのは、役場にこのやり方、おかしいの違うかというふうに話をしに行ったら、そんなの言わはるの、日野地区だけですよというふうに聞いてきたと言われたという話は、これは1人じゃないです、何人かに聞きました。それで、この行政の対応というのはどうなんでしょうねというふうに、話にならんの違うかなと思っているんです。

というのは、もともとは行政がきちっと、制度上の整理とか法律的な問題とかをクリアしないで、住民に投げているところが少なからずあるんですよ。その住民の方というのは、整理されていないものだから、何が問題なのか、何が課題なのか分からない。また、分かる必要もないんですよ。住民は行政の本職じゃないんですから、法律的なこととか制度上の整合性とか、そんなことを掘り下げて考える必要もないでしょう。

たまたま、日野地区には掘り下げて考える人もいるということなのかもしれないですけど、したがって、そこまで掘り下げて一般的には考えなければ、問題が見えない、分からない。だから、結局、役場にも問題が上がってこない。問題が上がってこないから、役場の方は、それでいいんやと、このままでいいんやということで思考停止してしまうということが、少なからずあるのではないのかなと。公民館のこの事例も、そうなのではないかなと思わせていただいております。

さらに言うならば、最近、これはしていないんじゃないしに、できないということなん違うかなと思うようになりました。というのは、私の一般質問で、何時も町長、ご答弁いただきますように、町長の言葉をお借りするなら、基礎的な行政サービスはきちりやっていたで、能力、知識を發揮してやっていたでいるなというふうに見せていただいているんですが、一方、ロジカルに戦略的にコーディネートすることについては、いささか弱さを感じています。

そういう人材の使い方を、されてこなかったんじゃないかなと思ったりもするんですが、それが、結局1つの枝葉の事例として、この整理されていない公民館制度ということにも、あらわれているんじゃないかというふうには思っているんですが、見解はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） まず最初に、日野地区だから特別ですよということで、議論を切り捨てるというようなことがもしもあったとするならば、それはそういうようなことは好ましくないことではありますが、ただ、こういう場でそういうことをおっしゃるとなるならば、具体的な事例で、そういうことはどうであったのかということをお示しいただかないと、あたかもうちの職員が、木で鼻をくくったように、日野地区は別ですよというようなことを言ったかのように言われると、これは私はいさ

さか心外でありますので、もしもそういうことがあるとするならば、具体的にどういふ事例のもとで、そういうようなことを、日野町役場のどの部署が、どの問題についてそういう話をしたのかということ、また別に議会の場でなくても結構ですのでお教えいただいて、それはそれで内部で議論をしていきたいと思ひますし、当然、行政懇談会もありますから、それはそれでまた議論をしていきたいと、こう思ひます。

私は、先ほども申し上げましたように、日野地区は日野地区の自治のあり方があると。9村、清田とは違ふ自治のやり方がある。町代さんがいて、区長さんがいて、総代さんがいて、祭りがあつて、それはいわゆる6村の方から見れば分からない自治の仕組みがある。けれども、役場職員は長年この職場に携わつてゐるわけでありますから、そこのところも理解した上で、話をさせてもらつてゐるというふうにしておられますので、ただ、そごがあることはあるかもしれません。しかし、そのことを、この日野地区であるがゆゑに切り捨てるというようなことは、さらさら私の中には思つていませんし、うちの職員もそうは思つていないだらうというふうにしておられますので、具体的なことがあるならば、これはまた今後、間違いがあれば、役場の方も正していかなければならない、このように思つておられます。

それと、職員が戦略的な視点が無いのではないかと、こういうようなことでご指摘をいただいたところでございますが、当然、役場職員というのは、日々の仕事についてしっかりと議論をしながら、必要な行政施策を遂行すること。あわせて、総合計画で議論されている内容を含めて、今日的な課題について、前に向いて進めなければならないと、このように思つておられますので、全ての分野で全部うまくいつてゐるというようなことを、私はさらさら思つていないわけでありますが、しかし、日野町役場の職員が、いろいろ知恵を働かせながら、例えば、国の制度を活用して、いろいろな補助金も得ながら、交付金も得ながら仕事を進めてゐるということについては、私は全て100点とは言いませんけれども、大いに頭を巡らせながら頑張つていただつてゐるというふうに、頑張つておるというふうにしておられます。

今回の地方創生の交付金につきましても、8,000万円の満額を確保したのは、日野町と、確か甲賀市と米原市だけでありますので、金をとつてくれればええというもんではありませんけれども、国の制度を、しっかりアンテナを張つて活用していく。そのことは、私は精いっぱい努力してゐるのではないかと。それが100点ということでは、さらさらございませんので、さらに一層、そういう努力をしなければならないというふうにしておられますし、あわせて、この町をつくつてゐるのは役場職員だけではございませんので、というよりも、むしろ地域の住民の皆さんが、自分の頭で考え、行動するということが、大変頑張つていただつておられます。そういう地域の皆さんの頑張りに、役場職員もしっかりと目を向け、さらには受け止め、必要

な連携を図っていく、このことが役場行政と地域の顔が見える関係を生かし、町を進める、まちづくりを進めるのは、主権者たる住民の皆さんであり、役場職員は、そのために大いに汗をかくと、こういう関係であらなければならないのではないかと、このように思っておりますので、引き続き、役場職員が、山田議員から、ようやくやっているなというふうに言われるように奮闘するよう、私としても指揮をしていきたい、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 町長が言われるように、後段の話で、加速化交付金の話は確かにそのとおりで、評価させていただいております。そういった事例が、今によりよく増えるように、ぜひご努力いただきたいのと、それから前段の具体例につきましては、町長おっしゃるとおり、改めてお話させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ちょうど12時1分前になりましたので、もう最後、ちょっと町長なり教育長にお願いして終わらせていただくんですが、もともと総合計画と公民館ということの話に戻らせていただいて、総合計画52ある施策の中の48番目に公民館のことが出てくるんです。

その48番の、そこしか出てこないというのはそうなんだけど、その48番目の中に、中央公民館のコーディネイト機能を強化すると書かれていますね。であるならば、まずは自らの公民館の制度を、きちっとコーディネイトしていただきますようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分から再開いたします。暫時休憩します。

—休憩 12時02分—

—再開 13時30分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 改めまして、こんにちは。

質問の前に、前回、私、議会で質問させてもらったカーブミラーにつきましては、建設計画課の方に早く対応していただきまして、町民の方からもお礼をいただきまして、ほんとうにありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきたいと思っております。

大窪内池線雨水排水事業についてなんですけれども、昨年、坂甚商店さんから本誓寺まで雨水排水事業を進められているということで、よくなりまして、溝ぶたもしていただきまして、ほんとうに喜んでいらっしゃる方もおられます。

しかしながら、私、建設計画課の方にも行かせていただいたんですけども、実は住民の方から電話をいただきまして、溝ぶたの音がひどいという話で、ぼこぼこという音がして寝られないという苦情をいただきまして、何とかならないかというので、私、個人的に建設計画課の方に話をしにいきまして、内容を聞きましたところ、下にゴムパッキンをかませて、いろいろと工夫はしているんですけどもという話でした。それがもう大分前の話で、何回かしゃべってもいたんですけども、全然直っていない状態で、今朝も、私、消防の方で朝4時50分ぐらいに前を通らせていただきましたら、やっぱり日野町の静まり返っている中で、ふたを踏みますと、かなりの音が、軽バンでもすごい音が今でもするので、これは言わはるとおりやなというのを自分なりに実感しまして、その中で質問したいんですけども、28年度も施工進めていく中で何か対策をされているのか、1番目に質問したいんです。

2番目に、地元の方に説明をし、理解されているのか。何回か説明もされていると思うんですけども、私、市川さんのところに行ったときでも、在所の中で問題になったんだという話も耳にしています。これ、何とか対策してくれはるで、ちょっと我慢しててなという話も市川さんにも話をしたことがあるんです。

それが2番目ということで、今年の予算で、どこまで施工ができるか説明をお願いしたい。

その3点をよろしくお願ひしたいと思います。

議長(杉浦和人君) 3番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長(藤澤直広君) 町道大窪内池線の側溝改良について、ご質問をいただきました。

今ご指摘ありましたように、平成27年度の工事を実施いたしましたが、施工時から、防音対策が必要だということをお聞かせいただいております。ゴム材を使用し対策を講じてきたところですが、まだ解消できていないということでございまして、メーカーとも対策を相談をしておるところでございます。

現在のところは、側溝本体と、ふたとの間にシリコン材、または無収縮モルタル材を注入し、効果を検証いたしております。効果を確認できた段階で、全区間の対応をしていきたいと考えております。

また、地元自治会長様にも状況を説明いたしており、そういう状況について認識をいただいております。

次に、今年度の工事予定でございますが、約270メートルの延長で、横町交差点より東側約70メートル付近のところまでを、計画いたしております。これについては、また工事請負契約等のご審議もお願ひしなければならぬものと、このように思っております。

議長(杉浦和人君) 奥平英雄君。

3番(奥平英雄君) 今、町長が言われた地元の自治会長様にも説明をしているとい

うことと、それと横町交差点約70メートルということは大体どこら辺なのか、それと自治会さんにも、どういう説明をされて、理解されているのかというのを、ちょっと私的にも聞きたいんですけども。

それと、今のあの現状のままの同じ施工をされるのか、もっと工夫をされるのか、その辺、ちょっと聞きたいですけど、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） ただいまのご質問をいただきました、大窪内池線のこととございます。

地元の区長さんというのは、今、松尾3区の地先になりますので、今現在、新しい新の区長さんの方とはご相談をさせていただいていますし、また、施工させていただいた坂甚さんのお宅についても、その辺のことは、何回か伺って説明をしているところでございます。

そして今、町長が答弁申しましたとおり、坂甚さんの入り口ではないんですが、もう少しお住まいのところの方を3カ所、3パターンで検証しているのと、本誓寺さん側のお寺の方も、同じように3カ所で検証させていただいています。

当初、敷板と敷ゴムということで、音がしないような工夫をさせていただいたんですが、どうもふたのことが、もう少し十分でなかったようでございますので、その辺を検証させていただいて、そしてさせてもらうということで、自治会の区長さん等に説明をさせていただいているところでございます。もう少し早い対応がするべきやったんですが、ちょっと遅くなって大変申し訳ございません。説明を終わらせていただきます。

それと、今年の横町交差点から東側ということですので、一応、シミズ電器さん、壁清さん、屋号で言いますとそうなんです、そのあたりまで行けるのかなというふうに感じております。

それと今回の27年度の工事と28年度の工事ということでございますが、今、構造自体の方を、少し変更させていただきたいというふうに考えています。可変勾配側溝といいまして、中の勾配は変えられる構造なんです、上のふたの、今コンクリートのふたを50センチのものを、1つの構造物に2つセットしているんですが、それをなくした感じで、そしてグレーチングの方はまたグレーチングのふたを設けまして、今度は施工、仕上がりを見てもらいますと、グレーチングだけが出てくるようなそのような構造で、あとはコンクリートがぱたっと一面に打ったような、そういう構造で、ふたをなくすような構造で、今回28年度計画したいと思っておりますので、それに踏まえまして、当然、今、27年度のことにつきましても、対処させていただきたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今、課長が言われたように、また違う対応をされると思うんですけど、今年度の予算で、前回とはちょっと値段が高くなったり、そういうことも考えられるのか、一言お聞きをお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今ほど説明しましたふたのないタイプにいたしますので、少し材料とかは上がりますが、この工事もこれからして、何年も、何十年も先までもつ工事でございますので、皆さんの苦情のないような設計で、施工させていただきたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今言われたように、苦情の来ないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

引き続きまして、横断歩道についてなんですけれども、私、去年から議員させていただきまして、松尾中央交差点に、春と秋と交通番ということで立たせていただきまして、今年春に立っていたところなんですけれども、新しい小学生の方、園児さん等が学校の方へ向かわれるんですけど、その中で、保護者の方から、ちょっと頼みたいことがあんにゃという話で、私も全然気がつかないんですけども、松尾中央公園の交差点につきましては、東べらから西に向けて横断歩道がないんです。私も言われるまで、ちょっと去年から立っていたんですけど、恥ずかしながら全然気がつかなくて、言われてはじめて、ああ、ほんまやなというので、この会に言わせていただいているんですけども、あそこの松尾につきましては、東べらに歩道があります。そこから西に向けて小学校のが横断されるんです。その中で、横断歩道がないということで、一刻も早く横断歩道をつけていただきたいというのが1点です。1点というか、それがお願ひしたいんですけども、その中で、日野町の中でも、ちょっとこの間も2日ほど前、私の地元の金英町ですけど、金英町と南大窪町の交差点なんですけど、あそこでもまた事故がありまして、今言うている横断歩道、それに伴った白のとまれの文字、あれが消えかかっているということで、私、日野町大窪近辺を見に回ったところ、ちょっと控えてもらえたらありがたいんですけど、11カ所ぐらいあるんです、既にもう白線が消えているところとか、とまれの字がないところとか。それが岡本町の交差点、上・中・下ですわ、1点目が。それと、今言うてる南大窪町の交差点、そこは事故が多いということで。それと三共オートの前。それとトラヤスポーツの前。それと307号線の日田交差点、あそこ、南、東、北と横断歩道の歩道の線がもう既に消えています。それは車の量が多いという証拠でもあるんですけど。それと札の辻、越川町交差点、西の宮のバス停前、村井新町の信楽院前、会所の交差点。あそこも事故が多いと聞いています。ここも白線ないんですわ。それと綿向神社の入り口、T字路。最後になりますけど、中道、最

近できた団地なんですけれども、あそこは停止線がないということで、何とかならんやろうかというのも、私の方に来られた方がいるんですけど、それも何とかできたらしてもらいたいちゅうので、要望をお願いしたいんですけど、町としては、何とかお願いできないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 横断歩道についてのご質問をいただきました。

横断歩道をはじめとした交通安全対策につきましては、行政懇談会で多数要望をいただいておりますのでございまして、公安委員会にも実情を訴えて、設置の要望等行っておりますのでございます。

また、松尾中央交差点の北側の指摘も、そのとおりでございまして、東近江警察署を通じて、滋賀県公安委員会に要望してまいりたいと、このように思っております。

あわせて、それぞれの交差点でのライン等が消えておると、こういうようなことでもございますので、何か所かのご指摘いただいたところについては、また確認の上、公安委員会等に要望してまいりたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） それでは、一日も早く、町の方から東近江署の方に言っていただきまして、要望お願いしたいと思っております。

それでは3番目なんですけれども、これ、私、毎回言っている話なんですけれども、自転車のマナーについてなんですけれども、このことについて、私、ちょっと東近江警察署の方へ行きまして、柴田さんという方としゃべらせていただきまして、何かいい対策ないやろうかという話で、私、個人的にもいろいろ思っていたので、相談に行きましたところ、私個人の意見で、意見というか思いで、道に進路方向を書けへんのかという話もさせていただきましたら、これは奥平さん、ちょっと待ってやという話で、以前3月議会に、こんな自転車の絵の描いた、進路方向の描いた紙を見せたと思うんです。あれを見せたところ、普通の自転車に対しての標識の絵らしいんですわ。その中で、それを今、奥平さんが言うている道に描くということは、これも立てなあかんということになって、かなりの取り締まりをせんらんようになるという話をされまして、全国的にも1カ所だけで、京都の方にそういうところがあるというのを柴田さんという方が言われまして、それは奥平さん、やめておいた方がええぞという話をいただきまして、ほんなら何をしたらええのやという話で、町として考えていただきたいんですけど、対策ももちろん、今、質問の中にあるんですけど、看板、こっち走りなさい、シートベルトをしなさいとか、ああいうような立て看板をしたらどうやという話で、ちょっといろいろ伺ってきまして、できれば、町として、こういう対応、対策、考えておられるのであれば、説明をお願い

いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 自転車のマナーの取り組みについてでございますが、昨年6月に道路交通法の一部が改正され、自転車の取り締まりも強化をされ、今年2月には、滋賀県でも、滋賀県自転車の安全で適正な利用に関する条例が施行されております。

今年の春の交通安全運動では、自転車安全利用推進を図るため、自転車の正しい交通ルールとマナーの周知、そして街頭指導の徹底を掲げ、実施してまいりました。日野警部交番では、交差点における信号の順守、安全確認の徹底指導などの取り締まりを行っていただいております。小・中学校では、年齢に応じた自転車の乗り方の指導も行っております。また、中学校におきましては、登下校時の2列での併走禁止などの指導も行っております。

今後も、関係機関と連携し交通安全教室やキャンペーンなどにおいて、自転車の安全利用の一層の周知、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 町長が言われたの、分かるんですけども、町として、何かこういう私が今言った看板とか旗とか、そういうものは考えられないのか、ちょっと一言聞きたいんですけども、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） ただいま奥平議員から、再質問をいただきました。

現在、自転車マナーにつきましては、いろいろと取り組みを行ってございまして、交通安全の強調月間が毎月1日に行っておりましたり、そういったことで、啓発事業を中心に行っておりますけれども、そういった看板等につきましても、いろいろな他市町の事例も踏まえながら、研究をさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 私、この間ちょっとラジオで聞いて、ちょっと勉強不足で済みません。今年10月から、自転車の保険に入らなあかんというのを聞いたんですけど、その点とかは町としてはどう考えられておられるのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） 自転車の保険について、ご質問いただきました。

今、ご質問いただきましたように、10月1日から自転車の保険が義務化をされます。それに伴いまして、現在、教育委員会の部局でも、中学校の方では、自転車に乗るということで通学をしていただいておりますので、それにつきましては、今月中に、県教委の方と協議されました交通戦略課の方から、県の方から来られまして、県教育委員会等とも協議をいただくことになってございますし、町の方でも、担当

者の会議が7月下旬ごろに開催されるということになってございまして、それを踏まえて、PRも考えていきたいというふうに考えております。

ただ、現在6月1日から、滋賀県交通安全協会の方が保険をつくられてまして、そのPRなんかも新聞などでもされておまして、そういった保険に加入いただくということでございます。

今回の保険は、その自転車それぞれの、自転車1台ごとに保険に入っていただくということではなくて、自転車を利用いただく方が保険に入ることになるので、それぞれが何らかの形で、自転車に乗ったときに相手にけがをさせる、そういったときに、賠償を補てんするような保険にお入りをお願いということですので、保険の種類、さまざまあろうというふうに思いますので、現在、そのことについても検討、協議をしながら、県の方もそのことについて、市町村の方に説明をさせていただくというような状況でございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今後も、自転車マナーの方、また取り組み、いろいろと大変と思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、4番目の、これもまた前回と一緒に、3月議会に質問させていただきました消防団員の家族、職場に対してのアンケートを私、頼んだと思うんですけども、その結果を教えてくださいなんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 消防団員活動アンケートについてでございますが、団員の確保と今後の活動の参考とするため、消防団幹部会議で内容等についてご協議をいただき、4月に各団員にアンケート用紙を配付いたしました。

現在、102名から回答を得ておりますので、中間的な集計でございますが、概要をお話しさせていただきたいと思ひます。

まず、消防団活動で苦勞されている点は何かということでございますが、家族の理解が得られないが18.6パーセント、職場の理解が得られないが23.5パーセント、活動が多すぎるが24.5パーセントでございます。家族や職場の理解が得られないとの回答が、自営業者の方よりも、サラリーマンの方に多く見られたことから、町として、ご家族や勤務先の理解が得られるよう、引き続き、文書による働きかけを行っていくとともに、幹部会等でも協議いただきたいと考えております。

また、苦勞されている点を解消するため、どのようなことがあれば活動が行いやすくなるのかと、こういう問いに対して、何らかの優遇があればよいと思う、積極的な地域活動のPR、ポン操の見直しといった意見がございました。

そのほかに、消防団活動に対する自由記述欄では、新入団員に特典を設ける、手袋などの支給を増やしてほしいとの回答や、活動は大変だが、いろいろな人との出

会いがある。災害等があった場合に、必要な組織だと思ふなどの意見もございました。

町としては、このアンケート結果を参考として、消防団員さん1人ひとりの思いを大切に、少しでも活動がしやすくなるよう取り組んでいくことが大切であるということ、改めて認識いたしました。

また、これに関連して、滋賀県が、今年度から新規に、地域を守る消防団応援事業として、消防団応援の店登録制度を実施されることになりました。これは、この制度により、登録された加盟店舗において、消防団員やその家族等が商品の購入などの際に、割引などの優遇サービスを受けることができるものでございます。県では、今年度から3カ年の計画で、各市町を単位として順次登録制度の実施に向けて取り組む予定をされています。日野町において、できるだけ早い時期にこの制度の運用が始められますよう、県とともに取り組んでいきたいと考えております。この制度が、消防団員の士気の向上や、消防団を応援する機運が高まっていく契機となることを、期待しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 応援事業につきましては、ほんとうに感謝するところでございます。

先ほども話が出たんですが、サラリーマンが、かなりもう消防団の中でも多いということで、私も個々にいろいろと聞いたんですけども、よい顔をされへんというのがよく聞く話で、また後でも言うんですけども、家族がおられる、独身の方もおられるんですけども、奥さんがおられて、子どもさんがおられて、その中で活動されて、火事現場へ行ってけがをされて、もう消防やめてえなという、こういう話も実際に何回か今までからあったというのも聞いていますし、私もこの間、また後でも出てくるんですけども、膝をけがされた方がおられまして、町の方も団員さんに対して早い対応、本人が言わへんというのも悪いんですけども、町としても目配り、気配りもしていただけたらよいかと頼みたいんですけども、私も現役の団員として活動させていただいているんですけども、団員さんがいての私らですので、団員さんを大事にしたいというのが強いので、この辺、今年入られた方につきましても、アンケートを取られたと思うんですけども、入りやすい消防団、理解があつて、火事や出てきてくれ、頑張つて気をつけて行ってきてやとか言われるような会社で勤められるような職場というのか、そういう理解をせられるように、役場の方からも、紙だけやなく、通知だけでもなく、こういう説明も時間がかかると思いますが、理解されていない職場については出向いていただいて、話ができてひんかなという思いでもございます。

今のアンケートを取っていただいて、まだ返ってきていないというのも現実です

し、これからもいろいろと協力していただいでいかなあかんわけですけれども、できるだけ町として、団員さんを探すのも、前も言ったと思うんですけれども、消防団や自治会、区長さん、町代さんに任せず、町としても団員さんの確保を積極的に行っていたら、ちょっとでも消防団員が楽になると思うので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、最後の5番目なんですけども、防火水槽についてなんですけども、さっきも言いましたけど、5月24日4時31分に、知っておられる方はほとんど知っておられるかと思うんですけど、大窪清水町で建物火災が発生しまして、火災活動につきまして、私、以前にも言いましたけども、大窪、ここの松尾もそうですけども、中道、ところどころあるんですけれども、防火水槽というきちとしたものがないというので、私は町としてつくってもらえないかという話を、前もしたと思うんですけれども、実際にこの間、この清水町で起きた火事につきましては、ほんとうに長距離の消火活動になりまして、私もたまたまた家にいたもので、僕の家から200メートルぐらいで、この中西議員の斜め横だったんですけれども、ほんとうに火のたるまというか、火の回りが早くて、かなり燃えていました。私も、やけどおってけがしたんですけれども、そんなこと言うてられへんで、OBの方がおられたので、3人でホースのばして水を出したんですけれども、その中で、消防車と入る場所的にもすごい狭い。防火水槽があったら、そこから簡易式で出す、小型ポンプという簡易式というのがあるんですけど、それから水を上げて出せたん違うかなという思いもありまして、消防車両が来る中で、防火水槽がないがために、以前では越川町の八百助付近から清水町まで引っ張ったというのが1本と、それから河原田町、這い上がりという鎌掛へ行く41号線の道なんですけども、そこから上げていただきまして、これもホースをかなり長い距離でした。

その中で、私、以前言った防火水槽を、町として考えていただけへんのかなという思いで、1番と2番ということで、町として、町の土地に防火水槽をつくれないうこと、以前言った、中嶋寿司屋さんの火事的时候にも、何人か言ったと思うんですけど、法務局、今聞いたんですけど、町の土地だということで、できないという返答でしたけれども、そこが1点目と、それと今の日野商人館の駐車場、旧の松竹モータースさんの跡、あそこなんですけれども、消防署の署長ともしゃべったんですけれども、普通40トンの防火水槽でええという話でしたんですけれども、あその場所やったら、100トンの防火水槽をつくってもうた方がええという話でした。何でやというたら、40トンでは1軒の家しか消せへんねわという話で、この中で2番目にあるんですけども、町から町への防火水槽に対する説明や理解を得られへんのかという話をしてほしいというのが、そこなんですけど、私、3月議会で、あかんと言われたもので、私、地元の町に申し出まして、積み立てしてくれという

ことで、防火水槽、いくらかかるねんというのも総務課の方に聞きに行きまして、大体600万かぐらいかかるわという話でした。それも地元と言いまして、積み立てしてくれやという話で、これを言うている矢先に、あの熊本地震がありまして、おまえが言うたの、よく分かったわという話で、真剣に取り組んでいただいています。それプラス、今の清水町の区長さんとか町代さんも、これを機に、もっと真剣に考えなあかんねんというのは、私のところに次の日に来られて、お礼がてらしゃべっておられまして、ホースも荷が重いというて、ここへ以前だったんですけども、消火ボックスの中の盗難事件、管鎗の先を盗んだり、あれで鍵をかけておられたということで、近くにあってんけど、鍵がかかったで出せなんだというので、それだけで火が回ったという話もされていました。その辺も、町として目を光らせていただきたいですけれども、その点につきまして、町として防火水槽を考えてもらえへんのかと、こっちからも説明をされていると思うんですけども、町に対して、こんだけの補助は出ますよ、こういうのをしておいた方がよろしいですよとかいう、そういう説明をされているのか、その辺、ちょっと聞きたいんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 今もお話がありましたように、5月24日の建物火災に際しましては、消防団の皆さんの迅速な対応によって延焼を免れたことは、何と言いましょうか、不幸中の幸いであったというふうに思っております。

まず最初に、町として町有地に防火水槽をつくれぬのかというご質問でございます。防火水槽の設置につきましては、現在まで、基本的には、地域や自治会の要望に基づき、町の防災基盤整備事業として、事業費の30パーセントの地元負担をお願いして、実施しているところでございます。制度が定着してきておることから、この対応を継続していきたいと考えております。

なお、設置場所として町有地を活用することにつきましては、今、具体的な事例ごとに協議をしていかなければと考えているところでございます。

次に、町から地元への防火水槽に対する説明に関してでございますが、4月の全町区長会の際には、災害への対応について、区長さんや自治会が行う平時の災害時の対応等について、お願ひとご説明を申し上げるとともに、防災基盤整備事業による防火水槽の整備に関して、ご案内をさせていただいております。また、防災に関する出前講座の際にも、防火対策も含めて、説明や提案もさせていただいております。今後も行政懇談会などの機会を通じて、案内や説明をしてまいりたいと考えております。

なお、防火水槽を、どの場所にどの程度の規模のものをつくるかなどについて、住民の皆さんや地元消防団の皆さんと相談、協議をしていくことが必要と考えてお

ります。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今の説明、よく分かるんですけども、私、個人的に勝手に思っているんですけど、今の町、各町内に話をして、そのいくらか要る中で固めていただいて、今の松竹モータースさんのああいう場所に大きい防火水槽を、どこの町内でも回れるような大きい、100トンというたらかなりあると思うんですけども、各町内からお金を出していただいて、そういう話もしていただいて、中で、町のそういう土地を提供していただいて、防火水槽をつくってもらうとか、そういう考えも持っていただけへんのかなというのが、ひとつあるんですけど、どう思われるかお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 防火水槽について、再質問いただきました。

ただいまご提案いただきました、大きい防火水槽をつくってはどうかと、そういう考えもできるのではないかというお話につきましては、今、お聞かせいただいたところでございまして、具体的な案は持っていないのでございますけれども、そういう今まで行って、町の方で防火水槽は地元の負担をいただく中でつくってきたと、そういう経過を踏まえて、具体的に対応できる場所は、対応できる方法を検討していくということは可能だと思いますので、ご提案いただいた中身、もう少し研究させていただいて、ご相談させていただく中で、それは検討課題にはなるというふうに思っています。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今言うた、再々質問しませんけれども、今の中で、法務局の方にも、日野町の町なかはかなり込み入っていますので、松竹モータースの跡とか、今の法務局の跡とか、その辺でつくれるように、町として住民さんに説明していただきまして、協力願えるような話をしていただきまして、町としてつくっていただけたらなと思っていますので、また対策の方、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、通告書に従いまして、2点について分割方式で質問をいたします。

まずはじめに、町の人口減少対策についてでございます。当、日野町議会では、人口減少対策特別委員会を設置して、町の人口減少対策に対し、種々検討、対策を議論していただいておりますが、町の現状は大変厳しいものがあるというふうに、私は認識しております。

去る5月には、地方新聞それぞれ2紙から相次いで、町のたからである子どもたち、児童の減少について深刻な問題であることが掲載されておりました。この中で、

私は、子どもが単に少ないということは、根本的な問題は、やはり親たちであります生産年齢人口、この減少が最大の課題であろうかと思っていますところでもあります。このことは、子どもたちを生み育てる親となる人たちが、この町内から町外、または県外に流出している現状にあると考えております。この最重要課題に真剣に取り組まなくては、子どもたちの減少に歯どめがかからないのではないかというふうに思っております。

そこで、町長に次の2点についてお伺いをいたします。

1つは、児童数の減少がとまらない現状をどう考え、どのような対策をとろうと考えているのか、お尋ねをいたします。

2つには、生産年齢人口は、5年前に比べ、約1,600人減少しております、本年4月1日では1万2,615人、これは全日野町人口の58パーセントであります。このような現状分析と今後の対策を、どのようにお考えでおられるのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 児童数や生産年齢人口の減少に対する対策についてでございますが、昨年の国勢調査による正確な数値の把握につきましては、今年度後半になりますが、児童数の減少および生産年齢人口の減少等に係る現状分析につきましては、日野町人口ビジョンを作成してまいったところでございます。その人口ビジョンに基づき、総合戦略を作成いたしました。

そういう意味では、児童数と生産年齢人口の減少に関する対策は、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略を、着実に進めていくことが大切と考えております。特に、児童数の減少に対しましては、地域のつながりを深める中で、結婚から子育てまでのその時期にあった切れ目のない支援を、生産年齢人口の減少に対しては、地域資源を生かした創業による地域内経済循環の活性化をはじめ、町内企業の交流と連携や企業誘致等による雇用の創出を進めることが大切と考えております。

そうした取り組みや町の魅力の発信、安心して住み続けられる地域づくりなどを進めることにより、児童と生産年齢層の定住を促進し、転出者を減少させるとともに、町への転入者を増やしていくために、地元自治会とともに連携し、空き家情報登録制度の充実など、地域における移住者を受け入れる土壌づくりも必要と考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中にありました、町内企業との交流と連携、あるいは企業誘致ということでございますが、残念ながら、今日まで本格的な企業誘致が、藤澤町政になって行われていないように思います。そのため、やはり新たな働く場が、今、

確保できていない。よって、若者が町外、県外に出ていくのではないかというふうに考えるところであります。

ご存じのように、もう町内の工業団地は、ほとんど満杯状態でございます。こういった企業は、多くの雇用と税収をもたらしますが、景気や業績次第では、縮小や撤退もあり得ます。しかし、当町のような不便な町といわれるところでは、近くに若者が勤務できる会社や企業が必要ではないかというふうに、思っておるところでございます。

私、前もこういうことは申し上げたと思いますが、日野の南部地域、鎌掛とか南比都佐地域だと思えます、新たな団地を増設するようなお考えはないのか。こういうことは、いきなり団地の造成をしていくのは無理だと思います。そのためには、新名神高速道路の甲賀土山インターに接続する、これは地元でも要望を出されております土山蒲生近江八幡線、この路線の早期改良に、さらなる力を入れるべきではないかと思っておりますので、町長の所信をお伺いいたします。

また、新規学卒者が町内の企業に勤めない現状、この打破に向け、学校、町、企業の三者が一体となって行う必要があるのではないかと思います、この点についてのご答弁もお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ご指摘の通り、若い人たちがこの町に住み続ける、このことは大変大事なことでございまして、必要なベースとなる行政サービスを充実させること、そして、日野町だけではなくですけれども、近隣市町も含めて、雇用の場の確保がされることも大事であると、このように思っております。

そうした中で、例えば、第2工業団地におきましても、この4月から、大日製罐さんが進出をいただきましたし、そのほかも、おかげさんで、企業が変わっても、また新しく入ってきていただいているということで、ご指摘のように、満杯状況が続いているということは、これはこれでありがたいことであると、このように考えております。

そうした中で、この間、議会でも報告させていただいておりますけれども、鳥居平地先における工業用地の開発計画なども、今、民間主導でやっておりますところでございます。そういう意味では、まずは現在の日野町の市街化区域、工業区域など、そういうところにおいて、新たな開発が進められればいいのではないかなど、このように思っております。

あわせて、ご指摘ありましたように、道路の整備につきましては、この間、地元の期成同盟会をはじめとして、大変ご努力をいただいております、近江八幡土山蒲生線、さらには、西明寺安部居線、内池バイパス、いろいろな道路につきまして、県のアクションプログラムに基づいて、一步一步着実に前に進めていただいている

ということでございますので、引き続き、住民の皆さんとともに、こうしたアクセス道路の整備についても取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、若い人たちが、この町で働き、暮らし、住んでいける、そういうようなことのために、役場もいろいろな関係の皆さんとともに連携を図り、取り組みをしていく必要があると、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 最後に申し上げました、この新規学卒者、これが町内の企業に勤めない現状、この点、いわゆる求人、求職のことも含めまして、担当は商工観光課になるんですか、この辺の打開に向けて、どういう対応をとっていくかという考えがあるのかを、もう一度伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） ただいま富田議員の方から、若者の就職ということで、日野町内への就職などのあっせんとかそういうことについて、ご質問をいただきました。

町の総合戦略の中で、町のたからで雇用をつくるというような基本目標を掲げられている中で、この中で、若者等の就職相談窓口の整備ということで、今年度から、町の方でも、ハローワークと同様の就職の相談窓口というものの設置に向けて、今現在、ちょっと検討の方をさせていただいているところでございまして、隣接の東近江市につきましては、昨年度からそのような窓口を設けて、たとえば、学校出るときは、学校の方で、高校の方で進路指導の先生とかおられて、いろいろとそういう就職のあっせんというんですか、指導もしていただいているんですけれども、例えば中途退学者とか、それから勤められて、短い期間でやむを得ず退職するような、そういうようなことになった人たちも含めまして、いろいろな面で町の方へご相談に来られた場合に、町内の企業さんともつなぐような、また隣接の市町の企業さんとの連携も視野に入れながら、そのような窓口を設置していくということに向けて、ちょっと研究の方を進めかけたところでございますので、そのような形で、窓口をつくっていきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 必ずしも、日野町の新規の学卒者が、いわゆる日野の企業に勤めるということは、これはなかなか全ては、そういうことは無理だと思います。よそから来ていただくのも結構ですけれども、何とか、先ほど申し上げましたような形をとって、町長自ら先頭になって、道路もつくっていただくような要望もしていただきたいですし、また、若いご父兄というんですか、親たちが外へ出ていかなくてもいいような企業、会社の誘致も、今後大いにやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に入ります。

町長の3期12年の総括と、4期目の行政方針についてと、えらい生意気なことを申し上げておりますが、町長の初当選から今日3期目までの町に対する思い、豊富、決意については、初当選からの思いや豊富については、今ここに持ちあわせておりませんが、初志を貫き、思い描いた町政を実行できたでしょうか、お伺いをいたします。

3期12年の総括、それと、今回4期目に向けて挑戦される具体的な町のビジョンを、聞かせていただきたいと思います。先ほど申し上げました質問にも関連すると思いますが、今後4年間の抱負を、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 富田議員から、3期12年の総括と、4期目の行政方針についてご質問をいただきました。

はじめて町長に就任させていただいたのが平成16年7月でございまして、12年間3期の間、町政執行を担当させていただきました。町民の皆さんに支えられ、また議員の皆さんからご意見など提案もいただきながら、町政執行に務めてまいったところでございます。おかげさんで、いろいろな事業が前進する、させることができたということで、ありがたく思っております。

まず1期目は、なかなか地方財政が厳しい平成の大合併が進められたときでございまして、そういう中で、合併に頼らないで、足腰の強い持続発展可能な町を目指し、日野町自立のまちづくり住民懇話会からいただいた提言をもとに、自立のまちづくり計画を策定し、地域共同体の再生や、情報の公開と共有、参画と協働を徹底し、行政改革にも厳しく取り組んでまいったところでございます。

そうした取り組みを進めたことによりまして、2期目におきましては、懸案でございました日野中学校の校舎の建築をすることができ、続いて、体育館やプールの改修もすることができたということは、大変ありがたいことであつたと、このように思っております。

また、こうした時期に、町民の皆さん、各種団体の皆さんのご意見をもとに、約40回に及ぶ議論を重ね、日野町総合計画懇話会から提言をいただき、第5次日野町総合計画を策定し、“ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ自治の力で輝くまち”のスローガンのもと、これの実現に向けた取り組みを始めたところでございます。

3期目になりましては、これも保護者の皆さんの大きな要求でございました中学校給食の実施、さらには子育て支援の関係では、こぼと園の保育所の改築、さらには、この10月からは中学生までの医療費助成の拡大なども、進めてきたところでございます。総合計画につきましては、これまでのこうした総合計画、今、折り返し

点に来ているわけではありますが、これまでの取り組みに対し、住民の皆さんによる懇話会で総合評価もいただきながら、また、本年度から取り組みを充実させていこうとしているところでございます。

あわせて、地方創生が言われている中で、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略、いわゆる、日野町版地方創生戦略でございますが、これを作成し、取り組みを進めるとともに、交付金を活用し、少子高齢化や人口減少の課題に取り組んでおるところでございます。

こうした中で、4期目に挑戦するビジョンでございますが、これまで3期の間築いてまいりました、住民が主役の町政を継続発展させ、誰もが安心して暮らせる、そして人口減少問題など、社会情勢の変化にも対応できる行政運営に取り組んでまいりたい、このように思っております。

何よりも大事なことは、顔が見える関係を生かして、住民の皆さんの声をしっかりと受け止めて、町政執行するというところでございます。あわせて、主権者たる住民の皆さんの力を信じて、一緒になって町づくりを進めるということでございます。

そして、現在の課題となっております、ご指摘にありました人口減少社会ということでございますので、基本的には、やはり福祉や教育をはじめとしたベースとなる行政施策を、しっかり充実させるということを前提として、住み続けたい町、定住対策、住んでみたい町、移住対策、そしてたくさんの方が訪れる、元気な交流を深める、そういう対策についても努力をしてまいりたいと思っております。

そういう意味では、現在、日野町が進めております空き家登録制度におきまして、ここ5年余りの間で、100名近い方が日野町に移住をしていただいているということもあるわけございまして、こうした空き家登録制度、さらには空き地登録制度、さらには市街化区域における子育て定住団地の造成可能性調査などをはじめとして、住民サービスの向上と、そして基本的なインフラ整備もあわせて、住民の皆さんとともに取り組み、元気で温かいまちづくりのために、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 再質問させていただきます。

今、いろいろ縷々、町長の説明といいますか答弁をいただきましたが、私が思いますのに、この3期12年の総括ということにつきましては、どうもこの10年先、あるいは20年先を見据えた施策が、余りはっきりしなかったように思っております。この12年間によって、我々が従事しております農林業、あるいは商工業、地場産業、中小企業も、衰退の一途をたどっているように感じるころであります。若者が定住し、活気ある町への転換を望んでおりますが、現在の政策転換のお考えはどうであるか、もう一度お伺いをいたしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 今ご指摘ありましたように、農林漁業の課題、商工業の課題、そして若者の定住の課題、こうした課題があることは、ご指摘のとおり、大変大事な課題であるというふうに考えております。

特に、日野町におきましては、農業というのは基幹的産業でございまして、これをしっかりと進めることは大事でございまして。町といたしましても、これをサポートするために、獣害対策に力を入れること、さらには、農道舗装などについても、しっかりとたくさんの方のところで実施をしていただきました。

さらには、用水供給ということになりますと、土地改良事業などで、私も日野川流域の理事長をさせていただいておりますが、アセットマネジメント事業ということで、国営事業10年間で30億円、さらには県営事業で10年間で20億円の事業にも着手をいたしましたところでございます。

しかしながら、ベースとなる農業者の減少、高齢化の課題、このところがなかなか難しいことも、ご指摘のとおりでございます。そういう意味では、ほんとうに農業を進めていてよかったな、これでちゃんと食べていけるなというような体制を、つくらなければならないというふうに思っております。

そういう意味では、今、TPPの話が出ておりますが、このような形で農業つぶしを進めるのではなくて、しっかりと農業が地場に息づいた形で進められるように、国政の中での農政の転換も、これは大変大事な課題になるのではないかなど、このようにも考えておるところでございまして、こうしたこととあわせて、町でできること、例えば、日野菜の特産品の振興という意味では、今、JAや鎌掛地先をはじめとした日野菜の栽培関係者の皆さんと力を合わせて、日野菜加工場の建設に向けた取り組みも、させていただいております。

さらに、商工業の観点につきましても、なかなか、特に商店街の取り組みという活動というのは大変難しゅうございまして、商工会を中心にいろいろと相談等していただいているわけですが、現在の日本全体、いわゆる商店街というものの活動の大変さというものがあまして、郊外型ワンストップショッピング、そういうような流れの中で、どのように独自性、個性のある商圈をつくっていくのかということも大事な課題でありまして、このことにつきましても、商工会などとも相談しながら、地元の皆さん等の声も聞きながら、必要な対策を講じていくことが大事であると、このようにも思っておるところでございます。

さらに、日野町には80億円の予算があるわけでございまして、この執行にあたっては、できるだけ町内業者の皆さんで仕事をしていただこうということを、ずっと基本にしていまいりました。公共事業の部分については、ほとんどの部分について、日野町の建設業者の皆さんに仕事をお願いしておるのは、かなり高いレ

ベルでやっていただいているのではないかと。そうしたことも含めて、建設業の皆さんには、水防災害対策、さらには、雪寒対策などにも積極的にご協力をいただいているということをごさいますて、こうして地域の皆さんとともに、役場行政が、予算も含めて循環していくような取り組みを、さらに一層強めなければならないというふうに思っております。

そして、そうした中で、若い人たちが、先ほど申し上げましたように、一旦、大学で外へ出られても、こちらで帰ってきて就職をする。さらには、一旦、よそで暮らしても、また帰ってくる、こういうようなことになるように。逆に言うと、ここで暮らしながら、よその町に居を構えるように出ていくというようなことがないように、定住対策、住居対策、行政サービスの充実などについても、日野町版の地方創生戦略に基づいて、しっかりと取り組んでいくことが大切であると考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 先ほど申し上げました、我々をはじめとする、特に今、町長が言われました、当町の基幹産業は農業であります。我々も、日々この高齢者だけが圃場を守ってやっているというような現状も、皆さんもご存じのとおりであります。何とか、この企業誘致するにいたしましても、今日、明日にできることではございません。どうぞ、この町長がもし4期目、かじを取っていただくならば、何とかもう少し日野町が活気ある町へ導いていただくような展開といたしますか、そういうような施策をやっていただいて、住みよい、皆さんが住んでよかったと思われる町にやっていただくように、切にお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） それでは、2項目につきましてお伺いをいたします。

まず1項目めの災害対策についてですが、この時期の梅雨時期でございます。また、これから台風が発生すると、そういった中で、被害が大変心配される季節になってまいりました。今年の夏は、猛暑となるとともに、ゲリラ豪雨が各地で発生するとともに、またひょうが降り、落雷も多く発生するのではないかとという気象情報が出されておるのが、現状でございます。

昨日のテレビでもご存じのように、中国ですか、大きなひょうが降っておりました。洪水も出ておりました。もちろん日野町においても、ひょうの部分というのは降ったことがありますし、今年のそういった形のものは、大きなひょうが降るんじゃないかなという形のものが懸念されるわけですが、駐車場においてのひょう対策も、恐らくできているんじゃないかなというふうに思いますが、そういった観点からも、被害という形のものについては十分注意をいたしていただきたいと、このように思う次第でございます。

自治体については、防災、減災への対策を講じる重要な役割を担っておると、こういうふうと思うわけですが、その対策の中で、特にわが町でも、ぜひ必要と思われ1つに、水害対策が挙げられます。昨年的一般質問で、このことにつきましては、町としての考え方、また取り組みについてお尋ねをいたしました。そのときの答弁で、治水の対策としては、流す、ためる、とどめる、備えるの4つがあり、この4つを組み合わせ実践することが重要であり、総合的に進めていく必要がある、このような説明がございました。

この考え方に沿いまして、その後、どのような形のことを実施されたのか、また今後計画されていることがございましたら、お教えいただきたいというふうに思います。

また、この時にお尋ねいたしましたのが、浸水というんですか、水を流すという意味の中での部分で、非常に道路の新設、道路に関する部分というのは、非常に水との影響が多くございますので、そのときの町道に対する考え方の中で、新しく町道の新設などをした場合においては、排水系統に大きな問題が出ないように設計を行うと、このような説明がなされておりました。しかし、このときのご発言の中では、町道という形のものでございました。

しかし、国道であり県道につきましても、地域から見れば、同じような形の影響が発生いたします。そのような形の中から、町としても、積極的に国道であり県道であり関与すべきでないかと、このように思うわけですが、その対応について、お考えをお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 災害対策についてのご質問でございますが、まず最初に、流す対策でございます。各自治会および団体による川ざらえ事業が17カ所、県管理の河川浚渫を3河川、この間、していただいております。町なかの側溝改良工事としては、町道大窪内池線約86メートルを施工いたしました。今年度も引き続き、河川の川ざらえなどの浚渫工事を行うとともに、地域とともに流す対策を行ってまいりたいと考えております。

次に、備える取り組みでございますが、昨年8月30日には、日野町総合防災訓練を開催しております。また、本年5月22日には、東近江地域水防訓練に参加をいたしました。滋賀県近隣市町、東近江行政組合消防本部、そして、地域の消防団と合同で訓練をすることによって、水防思想の普及や水防技術の取得を図るなど、備える取り組みを行っております。引き続き、防災意識の向上に向けた啓発活動などに努めてまいりたいと考えております。

次に、新設道路に伴う排水計画についてでございますが、積極的に調整をいたし、問題解決を図りながら進めたいと考えております。具体的には、佐久良地先の町道

奥之池線と県道西明寺安部居線との交差点付近の排水計画でございます。県、町、双方で調整し、より充実した計画となるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） それでは、再質をさせていただきます。

いろいろな形の中で進めていただいているという、総合的な判断はいたしておりますが、前回の質問の中で、これはできるかどうかは別にして、私の方でご提案をいくつかさせていただきました。

検討する、研究すると、このようなお言葉、答弁であったと思うんですが、それについて、どのような結論が出たのかどうか、また現在検討されているのかどうか、お聞きをいたしたいと、こういうふうに思います。

まず1つには、田んぼのダム事業化によって、一時的に水を止める方法はあるというところがありますので、それはどうなのかということが1点でございます、それから2点目に関しては、学校などのグラウンドの周囲を囲い、ため池場とすることによって、一時的な水をためるということも提案をいたしました。

それから、町なかのアスファルトの道路を浸水性にできないかということ、3つ目にご提案をさせていただきました。

それから側溝の清掃、もちろんそうなんですけど、これにつきましては、生活雑排水、それから農水等といろいろあるわけで、各地区への協力をお願いして、総合的に日野町全体的な排水における能力を高めるという形に、できないかどうかということ。この辺のご提案。

それから土のうの準備。これはどういう、どのぐらいできているのか。一時的なもので非常に大事なことになりますので、そういった形で、どのような形でやっているのかということ、この4つの方につきまして、ご提案をさせていただいたというふうに思っております。その進捗状況をお願いしたいのが、1点でございます。

それから、そのときの町道の部分につきましては、設計の段階において、排水機能を高めるというような形の中で実施するということがいただきました。今、まだ答弁の中では、国道、県道に問わず、そういったものに関しては、町として積極的に取り組むと、このお言葉をいただいたんですが、今見ますと、町道によっても、今度は西大路鎌掛線がございます。それから今出ていました奥之池線の問題、県道に関しては、これは実施できるかどうか分かりませんが、設計に入っておりますのは西明寺安部居線の問題。それから、あわせて、恐らく西明寺安部居線については、バイパス化の部分が出てまいりますので、したがって、旧道における部分が出てまいります。これは、恐らく町道に変わってくるんじゃないかなと思います。そういった部分に関する改修関係は、どうするのかという形のものが出てまいりま

す。

それから、国道477の歩道部分の設置、これに関して、排水関係の部分に関係するかどうか分かりませんが、そういった部分の中で、一応道路の改良工事あるいは改修につきまして、こういった形が発生いたしますので、町道、国道、県道問わず、積極的に臨んでいただきたいというのをひとつお願いしておきますと同時に、特にお願いいたしましたのは、今出ていました佐久良地先の問題です。ご存じのように、現在、佐久良地区におきましては、今現在のところにおいても、非常に低地域というんですか、水の集約する部分の地区でございまして、やや雨が降りますと、浸水する箇所も出てくるというようなところでございます。ご存じのように、道路をつくるということは、せき止めるということです。せきになるわけです。もちろん、せきはせきになりますから、溝を、側溝をつくって流すということなんですけど、しかしながら、側溝つくるという一時的にすぐ量が早く長く流れるということになって、それが2つも新しく形ができて、恐らく接続すると思うんですが、そうしますと、その能力が下流の方に行くわけです。下流の能力をどうするのか。この問題が、恐らく発生してくるんじゃないかなというふうに思います。

それ、やっていただけるというようなことですので結構ですが、その辺のところを考えまして、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 高橋議員さんより、何点か再質問を頂戴いたしました。

前回、流域治水の考えで、4つの方法ということで、流す、ためる、備える、とどめると、そのようなことの中で、総合的な取り組みが必要ということで、現在、町長の答弁がありましたとおり、流す、そして備えについては、そのような活動をさせていただいたということになるんですが、ためる、今言っていた田んぼのダムであったり、その辺については、現在、取り組みの方についてはできてないという状況でございます。

ただ、町の中の排水路の掃除であったり、そのようなことにつきましては、町の方でも大きなふたについては、簡単にてこで取り上げられるような機械の方も貸し出しをさせていただいて、それについても各集落で取り組みをいただいて、清掃等していただいているところでございます。

また、透水性のある舗装ということでございますが、こちらについては、基本的に車道にはできていないんですが、歩道には現在もそのような透水性の歩道を使っているようなところでございますが、全ての道で、そのような車道について透水性の舗装をつけるのは、ちょっと今のところ、町の方ではできていないところでございます。

そして、土のうの方でございますが、いつも災害になりますと、建設工業会の方

で協力いただきまして、そこですぐ対応をとっていただくことに、現在させていただいておりますので、現在備蓄といたしましては、680個ほどを2ヵ所の防災拠点に仮に置かせていただいておりますので、当座はそこで先に使っていただいて、あとはまた建設工業会と協力いたした中で、土のうを作成してというのが、今までの経緯でございます。

それと町道、国道、県道、構わず、地元の方については、道ということの、新しい新設された場合の雨水、排水の対策というのは非常に重要なことだと思っておりますので、先ほど言っておった西大路鎌掛線、奥之池線、こちら、町の町道の改良工事になりますが、その辺につきましても、十分に考えていきたいと考えています。

また、西明寺安部居線のバイパス、旧道の佐久良の部分はどうなるのか、そして先ほど言った町道奥之池線の合流部分はどうなるかということにつきましても、先般、県土木事務所の方に参りまして、その辺の町の意向、地元さんのことを最大限に聞いてあげてほしいということも、要望してまいりました。町がお伝えすることと、また地元さんが、そこに生活されている方が、日々の状況を県の方に聞いてもらう機会をつくってもらわないと、生の声が伝わらないということは再三申し上げましたので、そのような機会を、今度の詳細設計発注する際には、時間をとっていただけるというふうに思っております。川に最終放流となるんですが、佐久良につきましても、池川と佐久良川、近くでございます。そこには、当然今まである既存の川であったり補助整備の排水路を使用して排水をしていますので、その辺のことを大きな視野に立って見ていただくような要望も、させていただきたいというふうに思っておりますので、新しい道ができて困っていただくようなことのないようなそういう計画を、まだ間に合いますので、積極的に町としてかかわりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 前回提案させていただきましたことに今答えていただきましたが、1つは、もちろんできる、できないという形のものもおありなんですけど、町として、こういった姿勢で臨んでいると、災害防止に、減災に、町としてこういう形で臨んでいるのだ、この姿勢が見えなきゃいけない、こういうふうに思うわけです。効果をあらわすと同時に見えなきゃいけない。そういった意味でも、前向きな形で、何らかの形のアクションを起こすような形で、ひとつお願いしておきたいというふうに思います。

1つだけお聞きします。土のう680個、何センチの高さで、どのぐらい行けるんですか。というような形をひとつお答えいただきたいのと、それから。それだけ、1つお聞きをしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 約680個の備蓄の土のうがございますが、細かな数字で何メートルということは、少し正確に申し上げられないんですが、仮設する、設置する場所によりましては、大きな川ですと、1列並びじゃなくて複数段を並べますので、状況、状況によって変わってきますので、済みませんが1段を積んだら何メートルということは、単純に670を50センチぐらいで掛けたら、その延長になってくると思うんですが、土のうは複数を積み重ねるようにしていかないと、また状況によって変わってきますので、平積みですと680個をそのまま延長したら、延長というのは50センチを掛ければ、それで延長は出てくるんですが、状況によっては高さ必要ですので、一概には言えないところ、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 質問を変えさせていただきまして、河川の決壊とかそういったものという、相当土のう関係が恐らく要と思うんですよね。一般に家屋における部分の中で積む場合、大体30センチか40センチか、このぐらいじゃないですか、大体見ていますと。それで計算すると、どのぐらいのメートルになるんですか。それだけお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） この間の大窪であったり、あのような道路を走る漂流水ですと、そのまま土のうが置けますので、それですと約200メートルぐらいということで、計算するとそのぐらいになります。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） この前の大窪のとき、それで不足はなかったのかどうかということに関しては、もう結構でございますので、ただ、単純に申し上げまして、200メートル、どうかなという感じはしないでもないです。やはり、近年におけるゲリラ豪雨に関しましては、やや少しずつ、その辺のことを考えて、200メートルというと、ちょっと難しいなという感じがしますので、その辺のところどうこう言いませんが、検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、これにつきましては、一応終わらせていただきまして、2項目めの、地震対策についてお伺いをいたします。

4月に発生いたしました熊本地震より約2ヵ月、今日で2ヵ月でちょうど経過するわけでございますが、この地震につきましては、多くの方、49名の方がお亡くなりになられる。今なお1人の安否が不明であるというようなこと。それから家屋につきましては、倒損壊とされるのが、3万棟を超えているというようなことでございます、この場を借りてでございますが、お亡くなりなられた方のご冥福、また、被害に遭われた方のお見舞いを申し上げておきたいと、このように思う次第でございます。

います。

さて、平成7年1月17日阪神淡路大震災、平成23年3月11日東日本大震災が発生をいたしました。そして今回熊本地震と、このように私たち日本において、大地震はいつどこで起こってもおかしくない状況と言えるわけですが、そのような中で、東海地震、東南海、南海地震、首都直下型地震などの発生の切迫性が指摘をされております。地震が発生すると、被害は甚大なものになると予想をされております。

我が日野町で、地震が発生しないということがございません。もし、発生するとしたならば、滋賀県の中で、日野町の被害状況は、どういう形になるのでしょうか。1つの目安としてございますが、地震の耐火、耐震化率がございまして、総務省の住宅土地調査をもとに、滋賀県が作成をいたしております。一般住宅ですが、一般住宅耐震化率、推計値でございまして、それによりますと、滋賀県全体では、平成15年73.6パーセント、平成25年81.0パーセント、平成27年82.7と、これは滋賀県全体の耐震化率の推計値という形で出されております。これは県として余り進んでいないなど、地震に対する意識が低いなどというふうに出しております。日野町ですが、平成25年だけ出ています。平成25年に、日野町では66.3パーセント推計値。滋賀県が平成25年81パーセントです。そうすると、その差が14.7パーセント、日野町の方が低い耐震化率になっている。こういう状況でございまして。そういたしますと、単純にこれを一概に当てはめるわけにはいきませんが、同じ規模で起こったならば、滋賀県の中で、平均値よりも被害が出る確率は、日野町が多いという形の部分を見られるんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味の中で、もちろん耐震化率を、これからも積極的な形で進めていただくというような形の推進体制をとるとすることも大事でございまして、一方の中で、もう1つは、やっぱり被害が起こったときに、どうするかという形の対策が必要じゃないかなと、こういうふうに思っております。

そういった中で、今回の熊本地震の教訓とした対策というのは、さまざまあると思いますが、その1つに、今回の熊本地震で言われておりますのが、避難所のあり方。また、それから耐震化対策、これが必要であると、このような形の教訓があるんじゃないかなと思っております。これに対する考え方、町としての見解をお聞きいたしたいと、このように思います。この分で、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 熊本地震を教訓とした対策でございまして、基本的には、日野町の防災計画に基づく対応を、しっかりと取っていくことが大事であると、このように思っておりますし、そういう意味では、町が管理しております避難収容施設を

しっかりと運営をしていくということが、まずもって大事でありますし、また、それぞれの個人の住居につきましては、先ほど、耐震化率が県に比べても低いということでございますので、耐震診断をはじめとした取り組みをしていただくように、PRをしていくことが大事であると思います。

あわせて、ソフトの部分では、具体的に、避難所の運営はどうあるべきなのかと、さらには、救援物資がなかなか、届いたけれども末端まで届かなかった、こういうようなこともあるわけでございます。うちも2人の職員が8泊9日で熊本へ支援に寄せていただきまして、罹災証明の発行のあり方、大変待っておられるのに、なかなか発行ができない。そういうことを通じて、被災された方が仮設住宅への入居も含めて、判断ができないというような苦勞もされておるといふことも、報告を聞いております。こういう具体的に、職員2人が生で感じた被災地での体験を、改めて町の中でも生かしていく必要があるだろうというふうに思っております。

日野町の防災計画につきましては、基本的には、年に一度会議を開きまして、状況の変化に対応していこうというふうにしておりますので、当然、国の方でも、この熊本地震を教訓とした、いろいろな基準の見直しもあろうかというふうに思いますし、今申し上げました、職員が肌で感じてきたこと、さらにはテレビや新聞で見聞きし、これは対応しなければならないということなども含めてまとめて、また毎年毎年、そのつどの情勢を踏まえた計画、対応をしていくように努力しなければならないものと思っております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 今ご答弁いただきましたように、教訓の中で、さまざまな形の対策が必要だろうと、こういうふうにするわけでございますが、ただ、もう明日起こっても、これは仕方ないというんですか、早急にそういった形のを整備して、臨まなきゃいけないというふうに思っています。

その中で1つお聞きしたいのが、今、避難収容所施設一覧という形で、地区ごとに7地区において施設が指定されておりますが、この施設の収容能力ですが、ちょっとお聞きしたいんですが、地区ごとに、例えば、日野地区ですと7施設というような形がございますし、各おのおの地区ごとの施設収容能力、これをどうお考えなのか。それから、それに対する基本的な考え方、なぜそれだけの収容ができるのかというところの部分のひとつお聞きしたいのと、それから、例えば日野小学校という、これ、ありますね。日野小学校全体を指しているのか、日野小学校の体育館を指しているのか、教室のどこを指しているのかというようなことを、これは教育委員会の方で出ていると思うんですよ、文科省の方で。教育施設を指定する場合において、どこを指定するのか、学校の中でも。これは出ていると思うんですが、そういう中において、今回の収容人員を計算されているのかどうか、ここの部分を

お聞きしておきたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 高橋議員の方から再質問をいただきました。

まず、収容の人員の考え方でございますけれども、考え方につきましては、1人当たり2平米ということで計算をした、試算の数はございます。2平米というのはどういうものかということですが、法律で避難所の面積を決まっているというものはございませんので、消防庁が、全国の避難所で収容可能人数を調査するときに、全国の市町村が、この程度1人当たりしておられるという分の平均が2平米ということで、それを使って、それで割った場合は何人収容できますかということで、集計をされておられますので、2平米というものを基準にさせていただいて、計算を、試算はさせていただいているところでございます。

それから、地区ごとのということでおっしゃっていただきましたが、日野町の避難収容施設、25施設を指定させていただいておりますが、地区ごとにこの施設というその基準で、厳密に確定をしているものではございませんので、日野町の中で25施設ということで、今、上げさせてもらっているものでございます。そういう意味から、先ほど申し上げました2平米というのを基準にします。

それから、有効面積がどうかということ、どの面積を2平米で割るのかということでございますけれども、今、試算をさせてもらっております人数のやり方で言いますと、体育館については床面積の75パーセントの面積、それからその他の施設は、学校、幼稚園等の体育館以外のところは、公民館につきましても、70パーセントを基準にして、それを2平米で割るということで試算をさせてもらった数字でいいますと、現在、25施設でいいますと、合わせまして2万2,000人の収容が可能だということで試算をしておりますが、これはまず今の熊本地震もそうですけれども、長期化した場合に、プライベートの空間をとるために広げると、そういうことになると、この2平米では難しいという可能性もございますけれども、2平米で割りますと2万2,000人ということで、試算をさせていただいているという状況でございます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 学校、教育委員会では、防災に関しまして、安全教育と、それから安全管理の2観点において、常に考えるようにしているところでございます。

1つには、安全教育といいますと、避難訓練ですとか、それから安全教室ですとか通学路の安全とか、震災のときの教訓を踏まえた指導というのを、計画的に行っているというところでございます。

それから安全管理の点につきましては、不審者の侵入に対してですとか、学校管理の事故を防ぐために、学校内の施設設備の安全体制ですとか、そうしたことを考

えておりまして、特に学校は避難施設になっているということから、安全管理について、施設設備の安全点検を定期的に行うなど、シャッターですとか放送設備ですとか、それから機器などの活用状況などもチェックしているところでございます。

そのときに、どの教室が避難場所として使えるのかということについて、詳しく、今、この部屋がこうだというようなことで報告するということは、国の方からも特にはないのですけれども、ただ、神戸の震災ですとか東日本の震災等の教訓から、それぞれの学校で、すぐに住民の方が入ってくださって、まず1つは指令の部屋が必要であったとか、そういったような報告から、どの部屋を、いわゆる集中指令室として、そしてどの部屋を開放できるのかということについては、常に意識をしておくようにというようなことで、学校現場では考えているところでございます。

ただ、地震なり災害の状況の大きさによりまして、体育館が使えるのか、それからまた教室まで開放しなければならないのかということところは、瞬時に判断をしなければならないところでございますけれども、そのようなことで考えているところでございます。

ただ、東日本とかの話をお聞かせいただいておりますと、子どもたちのケアとしては、一日も早く通常の状態に戻してあげることが大事なことであり、それを申しますと、やはり勉強、学習を再開することが大事であるということでありましたので、運動場も含めながらですが、緊急に開放できるところと、それから中長期に長引く場合のときの対応ということ、両方考えておかなければならないなというふうに思っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 1点目の、避難場所の考え方なんですけど、もちろん、町全体としては、2万2,000というような形ぐらいの収容人員があるというような、できるんじゃないかなという予測をされておりますが、これ、地域ごとに見ましたときにおいて、ほんとうに即、こういった形のものができるのかどうか。やっぱり近い方がいいわけですよね。すぐ指定していくわけですから、どこへ行ってくれという形で指定、できるだけ近い方がいいです。その中で、ちょっと僕が心配、心配というより、ややどうかなというの、西桜地区、これはどうなんですか、どのぐらいの部分で見ているんですか。何名ぐらいで収容人員を見ているのか、ちょっとお聞きしたいのと、それが1つと、実は神戸阪神淡路大震災ですが、あのときの避難者、一番最大が24万人、東北の方は津波の影響がありまして、そういう状況じゃなかった。阪神淡路に対しては24万人、神戸市人口の16パーセントというのが、避難されたというような形になっております。そういった意味の中で、今の2万何ぼですと、十分行けるんじゃないかという感じが、しないでもないんですが、ただ、恐らく2平米というのは、かなり厳しい。通路の問題とか、それから荷物置き場、いろいろな

形が出てくるということを思いますから、かなり厳しい。半分いけばいいんじゃないかなというように思いますので、それはまた実質的な形でご検討いただきたいと、こういうふうに思います。

それでは、西桜谷の部分だけお聞きしたいと思いますので。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（高橋正一君） 再々質問をいただきました。

先ほど申し上げました試算につきましては、全体の面積のそういう会議とか使う分も要ということで、体育館については25パーセント面積を保留する、それから施設については30パーセント保留する、あと除いたものを、2平米で割ったという数字で出したということでございます。

それから、その施設ごとの人数ということでございますけれども、西桜谷地域にある、今あります避難収容施設3カ所を足しますと、451人という数字になります、割りますと。という数字が、西桜谷地区の3つの避難収容施設がございますけれども、指定しているところがございまして、そこを2平米の基準で割ったものについては、451人ということで計算上はなります。

それと、日野町でどのぐらいの想定をされて、避難者の想定をされているのかと、そういうことでございますけれども、これでは、町の防災計画の中では、一番大きな被害が出ると想定しています地震につきましては、鈴鹿西縁断層帯というところの地震が一番大きいかなということで、これは県の方が試算をされておりますけれども、それによりますと、日野町全体で4,800人程度の避難をされる方が出であろうという予測の数字がございます。これは町全体のことでございます。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 先ほど申し上げました耐震化率、日野町ではかなり県下より低い、現状もやっぱり低いんじゃないかなという予測をいたします。そういった意味の中で、日野町、現在の耐震化率、恐らく県の方は推計値を持っていると思うんですよ、現在の。その辺の確認をしていただくのと、それから日野町内における、せつかくこの地区別な形の施設の設置をされているわけですから、地区別の耐震化率というのは分からないのかどうか。例えば、西桜谷、東桜谷、どういう形の耐震化率になっているかということ。やっぱり極端な差があるとすれば、それなりの避難所の考え方もしなきゃいけないだろうと、こういうふうに思うわけでございます。

そういった意味の中で、今、西桜谷、四百何人ですか。恐らくもう少し厳密に言えば、少なくなるんじゃないか。今、西桜谷、千三百何人ですか、1,350人ぐらいですかねというふうに思います。そういった意味の中で、ぜひとも、今、その中には、西桜谷公民館の体育館というのが入っていない、指定されていないというふう

うんです。あれはなぜかという、耐震化されていないからです。というふうに思うので、せっかくのあれだけの能力がある、一番大きな体育館が耐震化されていないために、避難所として使用できない。現実的に、でも実際あそこに行ったら、使わざるを得ないんじゃないかと僕は思うんですけど、そういった意味の中、財源的な要素があるんですけど、できたら、あそこに関して、耐震化だけでも何らかの形で、ひとつお願いできたらなとこういうふうに思っています。即回答はできないと思うんですが、ひとつご検討の方をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は、15時30分から再開いたします。

—休憩 15時12分—

—再開 15時30分—

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、通告に従いまして、2点、分割方式で質問をさせていただきます。

まず1点目に、近江鉄道日野駅の改修、改築について、藤澤町長の政治姿勢、近江鉄道などとの話し合いの進展状況などについて、質問をいたします。

3月議会において、谷議員より質問があり、藤澤町長は、日野駅舎は、約120年の歴史と、周辺住民をはじめ多くの皆さんが愛着を持たれている観光スポットでもあることから、現駅舎の雰囲気を残し、地域と町が一体となって協議していかなければならないと答弁されました。また、安田企画振興課長は、少なくとも、今の雰囲気を残す形でできるようにしたいと答弁をされ、近江鉄道側の現駅舎を取り壊し、簡易駅舎にするなどにくぎを刺している姿勢が示されました。

5月18日づけ発行の某地域情報誌では、町当局が、今まで日野駅舎について現状を見守るだけにとどまり、近江鉄道側から、駅舎の解体を言われて大慌てしているかのように書かれています。そして、某県会議員が、1人で日野駅舎の整備も含む多額の交付金を獲得したような記事も掲載されていました。

そこで伺います。

1つは、交付金は、一議員の頑張りで獲得できるような性質のものなのでしょうか。国の制度に基づいて、どの自治体でも等しく獲得できるものではないのでしょうか。

2つ目に、近江鉄道日野駅舎の改修、改築について、町長の政治姿勢は、3月議会のときと変わらないのかどうか。また、3月議会以降の近江鉄道地元協議会との

話し合い等の状況について、答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 近江鉄道日野駅の改修、改築について、ご質問をいただきました。

まず最初に、交付金の配分の仕組みについてでございますが、地方創生の加速化交付金の交付申請につきましては、交付要綱に基づき、交付基準を満たした自治体に交付されるものでございまして、採択については、事業効果を公正に判断していただいたものと理解をいたしておるところでございます。

次に、日野駅舎の改修、改築に係る進捗状況でございますが、年度当初に近江鉄道に話に行きましたところ、まずは町の提案を受けて検討協議したいとのことから、早速近江鉄道に提案していく日野駅の整備計画案をまとめるために、内池の区長様や駅前通り共栄会などの地元の方々や、日野町商工会、観光協会などの団体にも入っていただき、事務局を含め15名による日野駅利用促進活性化懇話会を設置し、4月22日から協議を進めていただいております。

現在まで2回の全体会議と1回の小委員会を開催し、各委員からさまざまな意見を出し合っていたいただき、今日までの日野駅の歴史と風格を大切にしつつ、新しいものを取り入れた駅の整備を進めるという基本的な考え方をまとめ、基本設計の素案を作成し、近江鉄道に提案し、協議をいたしているところでございます。

近江鉄道は、駅の現況調査の結果を踏まえ、町と協議し、お互い方向性を同じくして進めていくとの考えであり、そのために、5月23日から3回に分けて、日野駅の現況調査を行ったところでございます。現在、調査結果をまとめており、引き続き、懇話会と近江鉄道とも協議を重ね、地元にとってよい、利用者にとってもよい、そして日野町にも、近江鉄道にとってもよい日野駅の改修、改築を目指して、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、再質問させていただきます。

以前は、藤澤町長は、県、国のパイプがないので、何もしてもらえないと言われたときもありましたが、現在、県下でこれだけのさまざまな交付金を受けられる、数少ない自治体となっています。これは職員さんの皆さんの働きと、国、県が公正に判断をされて交付されているものと、大変喜ばしいものであります。

地元などとの協議の中で、今日までの日野の歴史と風格を大切にしつつ、新しいものを取り入れた駅の整備を進めるという基本的な考え方をまとめたと、今、答弁をされましたが、この新しいものを取り入れた駅の整備というのは、具体的にどういふものなのか分かりましたら、教えていただきたいと思います。

また、日野駅舎のことなんですけれども、今、内池の郵便局の中に、前の建物の

写真が飾ってあるんです。私も何日か、何ヵ月か前に初めて見たんですけども、すごいレトロ感のある素敵な建物で、木造のよさが醸し出されています。こういう木造のよさを生かされる、そういう駅舎がいいなというふうに私は思っているのですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま、池元議員の方から、2点ほどご質問いただきました。

1点目が、新しいものを取り入れるという部分ですけども、どういうものかということでございます。実際、懇話会の方で協議をさせていただいた中というのは、駅は駅としての部分をしっかり残したい。いわゆる古いものと言われる改札口等の部分とか、そういう古いものは全部残したい。もう一方では、今、待合所だけというのではなくて、やはり交流スペースがほしいということで、新しいというのは、一定、交流できる場所を確保したいという意味で、今の駅舎の中の、駅の業務をされているところというのが非常に縮小されますので、そうした面から、その面積分を利用して、交流の部分、機能を持たせたものにしたいなということで、ご提案をいただいたというのが、新しい部分かなというふうに考えています。

それから、先ほどの内池郵便局の方の、以前の建物写真がございますという話になります。一応、今、現況調査をさせていただいた中で、一番最初の、ほんとうの大正5年のころに改修された分ですけども、その一番最初のやつが、柱の跡とかちょうど残ってあって、それが今、まだそのまま駅の中に残っております。一部、昭和になって拡張をされておられます。恐らくちょっと手狭になったので、拡張されたと思うんですが、その部分を拡張されたというのが、今の現況の基本的な大きさでございます。それがまた、ごちゃごちゃと色が塗られて、今、白くなっていますけども、恐らく駅の方で写真は昭和のまだ木の色、余り白くない形のものだったかも分かりませんし、もう1つ前ですと、ひさしのある駅舎があるんですが、それが一番最初の駅舎というようにお聞きしていますので、そうした部分での変化を見ながら、どれがいいかということになっているんですが、基本的には、昭和の今皆さんがおられる年代が、ああ、そうやったねと思えるような、それぐらいの基本的な駅の感じにしたいなと、こういうご提案をいただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 私の言い方が悪かったので、内池郵便局には、前の内池郵便局の建物の写真が残されてあったんです。それですので、ああいう建物じゃなかったかなと、ああいう雰囲気建物じゃなかったかなというふうに思いましたので。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

部落差別の解消の推進に関する法律案についての質問です。

去る5月19日、議員立法として突如、部落差別の解消の推進に関する法律案が国会に上程をされました。豊田区民の人たちは、この法案を、なぜ今さらと驚きと強い怒りをもって受け止めています。というのも、2002年3月末で同和対策の特別法が終結し、同和地域内外のこだわりが薄れ、部落差別が解消しつつある中で、16年もたった今ごろ、この法案が上程されたからです。そういうことでは、この法案は、時代の流れに逆行しています。また、この法案は、部落差別の実態にかかわる調査を行うとうたわれていますが、これが通れば、部落差別を受ける地域はどこか新たに知らされることになり、部落の掘り起こしと差別の固定化につながるおそれがあります。また、法案には、現在もなお部落差別が存在するとうたわれていますが、40年、50年前は、差別のために就職ができなかったり、結婚ができなかったり、忌避されたり、あるいは直接差別発言を受けたりすることが日常茶飯事でしたが、しかし今では、そうした差別はほとんど見られなくなりました。だからといって、部落差別が全くなくなったとは思いません。重要なことは、仮に差別的な言動があったとしても、周囲の人たちが、そうした言動に同調しない、あるいはその場で批判をするという状況をつくり出すことです。日野町では、そうした状況がつくり出されつつあると思います。その根拠について、豊田地区は、1991年11月24日に、これ以上やみくもに特別な同和対策を続けることは、かえって区民の自立をさまたげ、部落問題解決に逆効果をもたらし、ひいては町民の皆さんの信頼を裏切ることになるとして、全国に先駆けて同和対策事業の完了宣言を行い、同和地区や部落という特別な地区をいつまでも残すような施策の廃止を求めて、取り組んできました。それを受けて、日野町でも、翌年2月27日に町民集会を開き、同和対策の終結を目指すとともに、人権尊重と福祉のふれ合いの町として、全町挙げて取り組んでいくことを宣言し、3月末には同和対策課を廃止しています。

一方、部落差別を解消していくための同和教育については、同和問題を特殊化した形での同和教育、人権教育はなされるべきではない。同和教育は、人権教育の一環として取り組まれることが大切にされているという問題意識から取り組まれると、啓発にあたっては、憲法と民主主義とにかかわって、地域で1人ひとりの命と人権が大切にされているかどうかという問題意識から出発すべきであるという答申を受け、日野町同和推進協議会が廃止され、1992年には、新たに人権教育啓発を推進する日野町人権啓発推進連絡協議会が発足し、今日まで、地域の人権課題や生活課題に取り組んでいます。なお、同和対策事業の完了宣言後の豊田地区では、住民自治と自立のために、自治会を5つに分割し、次いで、改良住宅の有償譲渡を実現し、持ち家化を図ってきました。

また、最後の課題であった、文化会館の廃止については、2007年1月24日に、日野町と豊田地域連絡協議会との確認書が交わされ、同年3月31日に廃館としていま

す。そして2010年2月24日、各区長や関係者を招待して解体式を行い、跡地を多目的の広場として開放いたしました。

豊田地区住民は、これで同和対策の総決算ができたと誇りに思っています。

ところが、今年3月14日発行の某地域情報誌には、文化会館については、住民の意見も十分聞き入れず、廃館、解体したという記述が見られますが、これは先ほど指摘した経過から見ても事実無根であり、豊田地区住民の誇りを傷つけたものです。このことについては、当時の豊田連絡協議会の会長さんが、その地域情報誌の方に抗議をしたとのことでした。

こうした誤った報道は、新たな偏見を生むおそれがあり、十分な取材に基づいて、正確な報道を心がけていただきたいと思います。

そこで次の点について質問をいたします。

1つは、日野町は、部落問題の解決の到達点が、どのような状況にあると認識されているのか。また、この某地域情報誌の住民の意見も十分聞き入れず、廃館、解体したという記述について、どのような見解を持たれているのか伺います。

2つ目に、部落差別を解消するための教育、啓発について、日野町はどのような見解をもっておられるのかお尋ねをいたします。

3つ目に、差別事象が発生し、相談があったとき、日野町はどのように対応され、また体制はできているのかをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 部落差別の解消の推進に関する法律案についてとかかわって、ご質問をいただきました。

まず最初に、日野町の部落問題の解決の到達点についてでございますが、先ほども池元議員からご指摘ありましたように、平成3年11月の住民の皆さんによる同和対策の環境改善事業完了宣言を受けて、平成4年2月のふれあい町民集会において、同和対策の終結を目指すとともに、人権尊重と福祉のふれあいの町として、日野町が21世紀に向けて飛躍していくことを目指し、全町挙げて取り組んでいくことを宣言しました。

日野町が取り組みの中で積み重ねてきた成果をもとに、憲法に規定する人権の理念や、1人ひとりが持つ人権を再認識し、自分や相手の存在と尊厳を認め合い、人間らしく充実した生き方ができる社会、人権と福祉のまちづくりを目指しているところでございます。

先に国会に上程をされました、部落差別の解消の推進に関する法律案は、部落差別解消のために、国や地方自治体の責務を明らかにし、相談体制の確立や指導助言、学習啓発と実態調査の実施などを行うこととしていますが、この法案は、同和対策特別措置法が失効して14年という長い年月が経過しており、今さらなぜと理解でき

ないものであります。

日野町では、25年前に同和対策事業の完了宣言を行い、同和問題から幅広い人権尊重への取り組みへと発展をしてきました。今回の法律案は、日野町がこれまでに取り組んできた人権に対するあゆみとは、目指す方向や目的が合っていないものと認識をいたしております。

次に、日野町文化会館の閉館についてでございますが、同和対策事業の拠点となった、日野町地域総合センターの同和対策特別措置法の失効後のあり方について、地元における熱心な議論をいただき、同和対策としての役割をほぼ終えたとの合意をいただく中で、平成19年3月末をもって44年7ヵ月の会館に幕を閉じ、閉館をいたしました。その後、整理期間を経て、平成22年1月に、地元と町の間で、旧地域総合センターの解体ならびに跡地整備および、地元による維持管理について合意し、同年2月に解体式を行い、解体いたしましたものでございます。跡地の活用につきましては、当時の地元役員の皆さんと協議、合意の上、土地使用貸借契約と、地元要望に基づき跡地整備を行い、地元の管理のもとで、使用、および維持管理をいただいているところでございます。

次に、部落問題を解消するための教育啓発についての見解でございますが、日野町の人権教育の取り組みは、平成4年2月の、先ほど申し上げました、ふれあい町民集会における宣言を受けて、平成4年度以降は、同和を冠した特別対策としての行政をなくし、日野町同和推進協議会が、日野町人権啓発推進連絡協議会に発展的に改組され、町民がお互いの人権を尊重し、自由平等の精神に基づく人権と福祉のまちづくりを目標に、地域の実態に合った自主的、主体的な人権学習の推進に取り組むを進めてまいりました。

平成22年には、住民の自主的学習を推進するため、日野町人権学習推進指針を策定し、平成23年度からスタートした第5次日野町総合計画の中でも、「心豊かな生活を営むため1人ひとりの人権意識を高める」を施策とし、目指すべき方向性を「1人ひとりが基本的人権と人間の尊厳へ正しい理解と認識を深め、お互いに尊重していくための自主的な学習を進め、意識の高揚を図る」として、人権学習を位置づけております。

また、昨年度からは、地域の課題を地域のみinnで考えていこうと、「字別懇談会を進めるために」の冊子を作成し、明るく住みよい地域づくりにつながる、字別懇談会の取り組みを進めていこうとしているところでございます。このような取り組みを通じて、差別のない明るい地域社会の実現を目指し、教育や啓発活動を進めているところでございます。

次に、差別事象が発生した場合の相談体制、相談対応などについてでございますが、こうした差別事象が生じた場合、連絡等があった場合につきましては、事象検

討委員会などを開催し、それぞれ適切に対応してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） 今回のこの法律案についても、日野町も、今まで日野町が取り組んできた人権に対する歩みとは、目指す方向や目的が合っていないものというふうに認識をしていただいているということは、ほんとうにありがたいことだと思っております。

また、文化会館の閉館の問題についてでありますけれども、確かに長年慣れ親しんだ施設だけに、廃止することには寂しさを、私自身も感じないわけではありませんでしたし、また、残してほしいという方もいらっしゃいました。しかし、その目的が達成され、役割を終えれば、速やかに終結させるべきものだというふうに考えて、このように同和のしがらみを全くなくしたところというのは、全国的にも数カ所しかないようで、これは日野町が誇れるものであると思っておりますし、また、文化会館の閉館にあたって、区民の高度な判断のあらわれだというふうに、私たちも自負をしているところでございますので、やはりこういう誤った報道に対しては、きちっと対応していかなければならないのかなというふうにも思いました。

そして、教育についてでありますけれども、同和問題を特別な問題として捉えるのではなくて、人権教育の1つとして取り組んでいく、そういう形で町も進めていただけていただけのものかというふうに思っておりますし、また、差別事象が発生した場合の相談対応や体制についても、今、言っていただきましたが、差別者、被差別者というような、敵対的な捉え方をすることがないようにしていただきたいし、また、企業などの問題とか悪質な差別事象など、行政指導の必要性がある場合には、人権推進本部会議を開催して、必要ならば法務局をはじめ、行政機関と連携して対応してほしいというふうにも思っております。

また、その相談事象に対しまして、日野町のことだけではなくて、町外の問題や、また町外の運動団体などからの問い合わせがあった場合に、毅然とした対応で、態度で対応していただけるように、相談対応した場合は必ず記録を残して、そのような対応をしていただきたいと思います。そのことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、質問をさせていただきます。

食育と食品ロスについてお伺いいたします。

まず、食育について伺います。

6月は食育月間で、毎月19日は食育の日となっています。食育推進基本計画により定められたものですが、食育月間とは、国、地方公共団体、関係団体等が協力して食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月

間であり、家庭、学校、保育所、職場等に対して、これを食育実践の契機とするよう呼びかけることとしています。また、内閣府の食育推進では、各種広報媒体やイベント等を活用して、その周知と定着を図りますとなっており、日野町においても、6月号広報ひので食育月間が掲載されていました。また、保健センターで、食育実習講座が行われるようです。

内閣府の、平成26年度の食育に関する意識調査によると、若い世代では、健康のための食生活に関する意識は低く、健全な食生活の実践を心がけていない割合が高くなっています。また、朝食の摂取状況については、朝食をほとんど食べないと回答した20代から30歳代の男性は、約2割もあるようです。急速な少子高齢化が進む中、日々忙しい生活を送る中で、毎日の食の大切さを忘れがちですが、栄養の偏り、不規則な食事は、さまざまな生活習慣病の増加の要因の1つとなっています。また、子どもたちへの食育は、体の成長、および人格の形成に影響を及ぼし、健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものと言われています。早寝早起き朝ご飯運動の推進もあります。

平成17年には食育基本法が施行され、平成18年には食育推進基本計画が制定されました。日野町においても、平成23年には食育の観点を含めた日野町地域福祉健康づくり食育計画を策定し、さまざまな取り組みをされてきたと思いますが、その現状と、どのようなよい効果をもたらされたのか、学校現場での取り組み、行政での取り組みに分けて、お聞かせ下さい。

また、食品への異物混入や産地偽装問題などもあり、食の安全も重要です。また、近年言われていることに、食品ロス問題があります。農林水産省によると、平成24年度推計によると、日本では、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる食品ロスは1年間に約642万トンあり、うち半分は事業者、もう半分は家庭から出ていると言われています。家庭における1人当たりの食品ロスは、1年間で24.6キログラムと試算され、茶碗約164杯のご飯に相当するようです。家庭からの食品ロスは、過剰除去や食べ残し等によるものと言われています。大切な資源の有効活用や、環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要だと考えます。食品ロス削減には、事業者への要請や規制とともに、家庭への意識啓発も必要ではないでしょうか。食品ロスについて、町の現状と考えを伺います。あわせて、学校給食での食べ残しの現状と取り組みをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（藤澤直広君） 食育と食品ロスの問題について、ご質問をいただきました。

日野町では、平成23年3月に策定した、「日野町地域福祉・健康づくり・食育計画」で、はじめて食育についての計画を策定し、その後、平成27年度に改定し、その推進に努めてきました。その内容は、住民の健康寿命の延伸に資するもので、目的達

成のために、行政、保健医療機関等の関係機関、地域団体等が連携して、住民の健康保持増進を推進することとしております。

この目的を達成するため、さまざまな施策を実施しております。保健センターでは、平成27年度には、管理栄養士が保育所に出向き、5歳児を対象に料理教室を実施しております。そのときのアンケートの内容からは、教室をきっかけに親子の食への関心の高まりを感じております。また、健康推進員を中心に、各地区での食生活改善運動を進め、公民館での料理教室、福祉の集いでの減塩弁当などの食生活改善の啓発活動に努めております。また、子育てサロンでは、手づくりおやつを通して、幼児期からの食育の啓発活動等に取り組んでおります。食育については、その効果がすぐにあらわれるものではありませんが、10年、20年先の日野町民の生活習慣病等の予防につながるよう、取り組んでいるところでございます。

食品ロスにつきましては、1人1日当たり出されるごみの排出量の、10分の1程度が食品ロスにあたることから、日野町では1人1日当たりの推計で85グラム程度となります。今後は、全県的な取り組み計画の中で、事業所、住民、行政が連携し、食品ロス削減のための普及啓発を進めてまいります。なお、学校給食に関する部分等は、教育長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 食育に関する教育現場での取り組みについて、お答えをいたします。

まず、幼稚園におきましては、保健センターと教育委員会事務局の管理栄養士が、園児を対象にしまして、ご飯の炊き方やおいしさを知る教室を開催いたしまして、食の基本の大切さを伝える取り組みをしております。

また、小学校におきましては、給食の機会を捉えまして、栄養教諭が食育の授業を実施いたしまして、栄養バランスについて学んだり、地域の生産農家の方を給食時にお招きをいたしまして、農作物の生産にまつわるお話を伺ったりすることで、食べ物に関する知識や感謝の心、また、生産者の方への感謝の心を育むための取り組みをしているところでございます。また、栽培体験活動を教育課程に位置づけまして、食べ物に対する愛着や、食べ物を育てることの大変さについても体験しているところです。

また、中学校におきましては、家庭科の授業に健康推進員さんをお招きをいたしまして、調理実習を行いまして、正しい知識、情報に基づいて、食品の品質や安全性、また栄養バランスなどについて、自ら判断できる力を育む取り組みをしているところでございます。

また、PTAとも連携をいたしまして、早寝早起き朝ご飯運動の推進によりまして、基本的な生活習慣の確立にも努めているところでございます。

このような取り組みの中で、朝食摂取率の向上ですとか、また、食の関心の向上が見られるようになりまして、生活リズムを整えることの意識も育ってまいりました。

今後、日野町の子どもたちが、食に関する正しい理解と食生活、食習慣を身につけることを目指していきたいと考えております。

また、食物のロスと申しますか、子どもたちの学校給食の食べ残しの現状につきましてですが、現在、小規模の学校では食べ残しがほとんどなく、生ごみ処理機の設置が必要のない学校もございます。しかし、献立とか、また天候によりましては、食べ残しが出る日もございまして、栄養士とそれから給食調理員が、献立検討会で食の安心・安全と栄養バランスの確保とともに、食べ残しが出ないような献立の工夫に心がけているところでございます。

また、中学校では、生徒たちの自主的な取り組みといたしまして、給食委員会の活動で、牛乳の残数を減らす取り組みを実施いたしましたところ、残数調べを行ったわけですが、その内容を給食の時間にテレビで校内放送をしました結果、以前は80パック以上もあった牛乳の残数が、20パック以下になったというような結果が出ております。このように、課題を明らかにして対応しているというところでございますし、また小学校におきましても、給食委員会の子どもたちを中心に、残菜調べを1年間の中で期間を決めて行っているところでございます。その中で、校内放送で紙芝居をしたり、また赤、緑、黄色の食品群の栄養素ですとか、その食材の働きについても話をしたりしまして、残菜ゼロに取り組んでいるところでございます。

今後、子どもたちに、食べ物を大切にすることを育む授業や取り組みを、進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

食育についてさまざまな取り組みをされているというものでございましたけれども、若い世代への食育推進ということで、今後の取り組みをお聞かせ下さい。

また、食品ロスというのは、1人1日当たり85グラムという推計をされておりましたけれども、1年間にすると大変な量になってまいります。全県的な取り組みの中でということではなくて、町民の皆様がこの現状を知っていただいて、積極的にこの食品ロス削減の啓発をしていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

学校の現場についてでございますけれども、ほんとうにさまざまに取り組んでいただいて、また、子どもたちの取り組みということで、成果を上げていただいているなというふうに思っております。学校では、食物に関する知識とか感謝の心とい

うことに取り組まれており、朝食の摂取率も向上が見られたというご答弁だというふうに思うんですけど、全国的には、平成27年度の調査を見ますと、毎日朝ご飯を食べていない子どもが、10パーセント以上だというデータを見たんですが、日野町の摂取率、小・中学校分かりましたら教えていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） 中西議員の方から、若い世代への食育の取り組みということで再質問をいただいたわけなんですけれども、議員おっしゃるとおり、若い世代への取り組みというのは、非常に困難で難しい問題というふうに認識をしております。現在のところ、イベントを通じた減塩弁当とか、そういうところでの取り組みにしかなくてないんですけれども、先ほど答弁の中で、保育所での取り組みというのを、1つ挙げさせていただきました。また、教育委員会の方でも、幼稚園での取り組みというふうなことがあったんですけれども、保育園児、幼稚園児が、管理栄養士の指導のもとに、野菜を洗い、野菜を切り、そしてだしをとってみそ汁をつくるというようなことを一緒にすることによって、そのことをおうちに帰っても話されているようで、そういうことで、若いお父さん、お母さん方に、そういうみそ汁は少し薄味でつくられているんですけれども、そういう味のこととかをおうちで話されて、すごく刺激になったというようなアンケートの結果もいただいておりますので、そういうことの積み重ねが、今後生かして進めていけたらというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（古道 清君） 学校での朝食摂取率でございますが、平成27年6月時点の数値で申し上げますと、県89.4パーセントに対しまして、小学校です、町で89.1パーセント。中学校が、県86.3パーセントに対しまして、89.2パーセントというような状況になってございます。全体的には、先ほど教育長のお答えにもありましたように、早寝早起き朝ご飯運動をすることによって、伸びてきているというような現状であります。

また、この数字につきましては、毎日食べるということについての数字でありますので、大体食べるということを見ていますと、さらに数字は伸びてくるということになります。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（山田敏之君） ただいま、中西議員の方から、町の食品ロスの取り組みについてご質問いただきました。

本来、食べられるのに破棄される食品を減らすことは、廃棄物の減量化にもつながりまして、その取り組みは非常に重要であるというふうに考えております。

県の方で、他府県の取り組みも研究しながら、今後、市町村とも連携をするとい

うことで、今回の第4次滋賀県廃棄物処理計画の中で、現在、この取り組みも策定をされております。

日野町では、これまでごみ全体を減らす取り組みの中で、その削減にも進めてまいったわけでございますけれども、今後は、その食品ロスの量の把握でございますとか、あるいは、食料品店での、食べ残しのないメニューの工夫などの食べきりの推進、また、家庭における食品の買い過ぎ防止や、材料を残さず最後まで使う調理の普及など、食品ロスの削減には、1人ひとりの生活のあり方を変えていくような意識の改革が、必要であるというふうに考えておまして、町としましても、出前講座なども通じまして、さまざまな機会を活用しながら、町民の皆さんにも呼びかけてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） ご答弁いただきましたように、子どもたちを通じて、家庭で食育ですとか物を大切にすることが伝わるというのは、1つの方法だなというふうに、私も思っております。

また、大変、日野町いろいろな取り組みをされておりますので、食育のところに、また食品ロスも加えていただきまして啓発を進めていただけたら、町民の意識が変わって。ほんとうに数字を見まして私も驚きましたので、こんなにロスが出ているという現状も伝えていただいて、啓発に進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

次に、出産、子育て支援についてお伺いいたします。

日野町の総人口は、平成26年10月1日では2万2,236人、平成28年6月1日では2万1,894人となっており、人口減少傾向が続いています。昨年制定された日野町らし安心ひとづくり総合戦略の基本目標で、結婚、出産、子育ての希望をみんなで支えてかなえるの中に、出産に向けての負担軽減により、支援の充実を図りますとうたわれています。本町の出生数は、平成24年から26年の平均は、約180人となっています。平成27年度は184人でありました。町内に産婦人科医院がないため、妊婦さんは他市町に通院して検診、出産をされています。産後も、検診など負担は多くあります。出産に向けて負担軽減、子育て支援に関して、何点かお伺いいたします。

1点目は、日野町では、年間約180人の方が通院、出産されていますが、現状と今後、産婦人科の開院などへの町の考えを伺います。

2点目は、人口減少が続いている中で、出産、子育て支援事業など充実し、出生率が上がった島根県海士町などは有名ですが、日野町として、生み、育てやすい環境の充実で重点を置いていることは何かをお伺いいたします。

3点目は、生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえぐあいを調べる、新生児聴覚

検査についてでございますが、生まれつき聴覚に障害のある先天性難聴は、1,000人に1人か2人の割合でいるとされます。検査により、生後すぐに難聴を発見し、適切な指導を受けたり、早めに補聴器をつけたりすることで、言語の発達面で効果が得られ、逆に発達がおくれると、言語の発達も遅くなり、コミュニケーションに支障を来す可能性がある。人とのコミュニケーションは孤立を防ぎ、その後の人生を大きく作用する。だからこそ、早期発見が重要というふうに言われています。母子手帳に結果を記載する欄が設けられていると思いますが、検査の実施率は低く、費用面が壁になっているのではないかとされており、初回の検査費用を公費負担する自治体もあると聞きます。町の現状と、今後、保護者への周知や公費助成への考えをお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 出産、子育てへの支援についてご質問をいただきました。

日野町の年間の出生数につきましては、昨年度は184人でございまして、出産場所は甲賀、湖南地域が約60パーセント、東近江地域が約20パーセント、残りの約20パーセントはその他でございます。妊婦さんには、他市町の産婦人科医院に行ってもらわなければならない、不便な思いをしていただいておりますが、産科医の確保の問題や産婦人科医院の開院は、子どもの数が減る中、なかなか難しい問題でございます。現在、町村会を通じて、産科医の確保、定着対策を要望しているところでございます。

次に、町として、生み育てやすい環境の充実に、重点を置いていることについてのご質問でございます。安心して子どもを生み、育てることができる社会、環境づくりのため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援として、新生児への訪問指導や、定期的な乳幼児健診などを通じて、子どもの発達状況の確認や疾病の予防、早期発見に努めております。また、子育て情報の交換や息抜き場として、就学前の親子を対象に、地域子育て支援拠点事業や、保育所での園庭開放や親子ふれすてなどを実施しております。また今月5日には、ファミリーサポートセンターを開設し、子育て支援全般を視野に入れた内容の充実に取り組んでおります。

次に、新生児聴覚検査の取り組みについてでございますが、町の取り組みとしましては、新生児訪問の際に、産院での新生児聴覚検査の受診の有無と、その結果を確認しております。検査で経過観察が必要となったお子さんについては、その後の乳幼児健診等で経過の確認をするなど、継続した関わりを持つよう努めております。

また、新生児期以外にも4ヵ月、10ヵ月、1歳半、2歳半、3歳半の各乳幼児健診で、聞こえに関する確認を必ず行っております。新生児聴覚検査の費用助成につきましては、県内での実施自治体はなく、全国的にもまだ少ない状況でございます。日野町では現在実施しておりませんが、県内の状況等を踏まえ、また研究していき

たいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） ただいまご答弁がありましたように、妊娠・出産期からの切れ目のない支援として訪問指導と、また親子の拠点づくりの事業などが、大変進んできたというふうに評価をいたすものでございますが、若い世帯は、大変働きに、女性の仕事ということもあって、保育所の確保ということも進められているわけでございますけれども、それまでに経済的支援ということが、日野町はまだ充実していないのではないかとというふうに、私は思っているところでございます。他市町では、出産準備金ですとか出産祝い金、また、東近江市では、1歳までの子どもさんにおむつ助成などを開始されております。そういうことで、経済的な助成事業というものを進めていらっしゃる市町村も多々あるんですけれども、この部分について、日野町としては、どのようにお考えなのかということでございます。日野町には、先ほどもありました産院ないですが、大変開院していただくことは難しい状況であるということでございますので、大変皆さんにご負担をかけているところだというふうにも思っておりますので、そういうことも鑑みまして、日野町で生まれてくださったことをみんなで喜んで、また日野町の特化したものといいますか、独自の施策ということを考えていただけるということはないのかをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（宇田達夫君） ただいまご質問をいただきました、若い世代への経済的な支援ということでございます。

今のところ、日野町といたしましては、毎年保育園のこぼと園の改築や、また新たにあおぞら園の鎌掛分園をはじめ開設したりと、ハード面へのことに、現在集中して手当をさせていただいております。

今後、いろいろな支援をいただきながら、できる手当を考えたいと思いますが、一昨年でしたか、保育料の一部値下げということもやっておりますので、それについては、一部ですが経済的支援もできているのかなというふうに思っています。

今現在、具体的に考えていることはございませんが、今後、広く各地域の状況も見ながら、研究はさせていただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） なかなか経済的支援といいましても、資金の面で難しい部分も、一気には難しいところもあるというふうには思いますけれども、やはり若い世代に寄り添っていただいて、一番若い世代が求めているものは何かというところの支援を、していただきたいなというふうに思います。

また、保育所、もちろん働きに出るまでの、3歳までですとか、そういう部分、出産された、相談とか集まる拠点の支援というところも大事でございますけれども、

日野町としてありがたかったなと思っただけのような支援を、たくさん職員の方、知恵を絞っていただいたら、日野町独自の新しいものができるのではないかなというふうにも考えますので、どうぞその点よろしくお願ひ申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で6名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は明16日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は明16日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

－散会 16時23分－